

絶特 縁電 線殊	キ ヤ ブ タ イ ヤ 線	ゴ ム 絶 縁 ニ シ テ 六 〇 〇 ウ オ シ ル ト 下 ニ 使 用 ス ル モ ノ	ゴ ム 絶 縁 ニ シ テ 六 〇 〇 ウ オ シ ル ト 下 ニ 使 用 ス ル モ ノ
同	同	(一)電 壓 (二)被 覆ノ 材 料 及 構 成 (三)導 體ノ 材 料 (四)導 體ノ 太 サ (五)導 體ノ 單 線 撚 線 ノ 別	(三)導 體ノ 材 料 (四)導 體ノ 太 サ (五)導 體ノ 單 線 撚 線 ノ 別 (六)線 心 數
同	同	同	同
同	二五・〇〇	二五・〇〇	同
ヲ 追 加 ス ル 耐 熱 試 験	ヲ 追 加 ス ル 耐 熱 試 験	ヲ 追 加 ス ル 耐 熱 試 験	ヲ 追 加 ス ル 耐 熱 試 験

備考
一、同一品名ニ付導體ノ太サノミヲ異ニスルニ付本表手數料ノ二割トス
ノ手數料トシ其ノ他ハ一型式ニ付本表手數料ノ二割トス

第二號表 可撓紐線

導體ノ切斷面積五十平方耗以下ノモノニ限ル

可特 撓紐 線殊	可一 撓紐 線般	細 別 品 名	細 目	型 式 ノ 別	提 出 數 量	手 數 料	主 要 試 験 事 項
電 熱 器 用 同	第 一 種 可 撓 紐 線 第 二 種 可 撓 紐 線 第 三 種 可 撓 紐 線 第 三 種 可 撓 紐 線	第 一 種 可 撓 紐 線 第 二 種 可 撓 紐 線 第 三 種 可 撓 紐 線 第 三 種 可 撓 紐 線	第 一 種 可 撓 紐 線 第 二 種 可 撓 紐 線 第 三 種 可 撓 紐 線 第 三 種 可 撓 紐 線	(一)導 體ノ 材 料 (二)導 體ノ 切 斷 面 積 (三)線 心 數 (一)被 覆ノ 材 料 及 構 成 (二)導 體ノ 材 料 (三)導 體ノ 切 斷 面 積 (四)線 心 數	一 卷 (五 〇 米 以 上) 撚 合 セ テ 前 ノ 素 添 附 ス ル コ ト	二 〇 〇 〇	導 體 造 造 試 験 絶 縁 抵 抗 試 験 絶 縁 耐 力 試 験 機 械 的 性 能 試 験
同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同
ヲ 追 加 ス ル 耐 熱 試 験	ヲ 追 加 ス ル 耐 熱 試 験	ヲ 追 加 ス ル 耐 熱 試 験	ヲ 追 加 ス ル 耐 熱 試 験	ヲ 追 加 ス ル 耐 熱 試 験	ヲ 追 加 ス ル 耐 熱 試 験	ヲ 追 加 ス ル 耐 熱 試 験	ヲ 追 加 ス ル 耐 熱 試 験

五篇一類 電氣用品取締規則 (様式)

屋外用二心 可撓紐線	(一)被覆ノ材料及構 成 (二)導體ノ材料 (三)導體ノ切斷面積	同	同	一般可撓紐線ニ 同ジ
---------------	-------------------------------------------	---	---	---------------

備考

一、同一品名ニ付導體ノ切斷面積ノミヲ異ニスルニ型式以上ヲ同時ニ申請スル場合ハ一型式ハ
本表ノ手數料トシ其ノ他ハ一型式ニ付本表手數料ノ二割トス

第三號表 金屬管及金屬線樋

鋼又ハ鐵製ノモノニ限ル

細別品名	型式ノ別	試驗提出數量	手數料	主要試驗事項
金屬管及附屬品	(一)材質 (二)形狀及寸法 (三)繼目ノ接合方法 (四)防銹方法 (五)接續方法	三本	但シ屈曲試驗 ノ行フモ ハ一〇圓 トス	防銹試驗 屈曲試驗

五篇一類 電氣用品取締規則 (様式)

細別品名	型式ノ別	試驗提出數量	手數料	主要試驗事項
金屬線樋及附屬品	(一)材質 (二)形狀及主要寸法 (三)防銹方法	三組	七・〇〇同	同
金屬管接合用手 ボツク	(一)材質 (二)形狀及主要寸法 (三)防銹方法 (四)接續方法	三箇	五・〇〇同	防銹試驗

第四號表 可熔器

定格電壓百ヴオルト以上ノ低壓ニシテ
定格電流百アマペア以下ノモノニ限ル

特殊開閉器		分電盤ユニット	
電磁開閉器同	(一) 定格電壓 (二) 定格電流 (三) 極數 (四) 單投、雙投ノ別 (五) 速切裝置ノ有無 (六) フェーズノ有無 (七) 主要部分ノ構造、寸法及材料	(一) 定格電壓 (二) 定格電流 (三) 極數 (四) フェーズノ有無 (五) 主要部分ノ構造、寸法及材料	(一) 定格電壓 (二) 定格電流 (三) 極數 (四) フェーズノ有無 (五) 主要部分ノ構造、寸法及材料
同	五箇	三組	
同	二五・〇〇 定格電流 三〇アマム 以下 但シ雙投型 ノモノハ五 割増トス	二〇・〇〇 定格電流 一五・〇〇 以下 ペア 超過	二〇・〇〇 定格電流 一五・〇〇 以下 ペア 超過
同	ジ 双形開閉器ニ同	開閉 溫度 絶縁 耐熱 力抗 試驗	開閉 溫度 絶縁 耐熱 力抗 試驗

備考
一、同一品名ニ付極數ノミヲ異ニスル二型式以上ヲ同時ニ申請スル場合ハ一型式ハ本表ノ手數料トシ其ノ他ハ一型式ニ付本表手數料ノ五割トス

第六號表 點滅器

點滅器		點撥器		點滅器	
自切換點滅器	中間スイッチ ペンダントスイッチ タップスイッチ	起倒型點滅器 回轉點滅器 押釦點滅器 カノピースイッチ	(一) 定格電壓 (二) 極數 (三) フェーズノ有無 (四) 切換段數 (五) 主要部分ノ構造、寸法及材料 (六) 主要部分ノ構造、寸法及材料	(一) 定格電壓 (二) 極數 (三) フェーズノ有無 (四) 切換段數 (五) 主要部分ノ構造、寸法及材料 (六) 主要部分ノ構造、寸法及材料	(一) 定格電壓 (二) 極數 (三) フェーズノ有無 (四) 切換段數 (五) 主要部分ノ構造、寸法及材料 (六) 主要部分ノ構造、寸法及材料
同	同	一〇箇	二〇・〇〇 定格電流 一五・〇〇 以下 ペア 超過	二〇・〇〇 定格電流 一五・〇〇 以下 ペア 超過	二〇・〇〇 定格電流 一五・〇〇 以下 ペア 超過
同	同	開閉 溫度 絶縁 耐熱 力抗 試驗	開閉 溫度 絶縁 耐熱 力抗 試驗	開閉 溫度 絶縁 耐熱 力抗 試驗	開閉 溫度 絶縁 耐熱 力抗 試驗

定格電壓百ヴオルト以上ノ低壓ニシテ
定格電流三十アマムペア以下ノモノニ限ル

電球受口	紐線吊	備考
キブルソケット 押しソケット キーレスソケット	ローゼット 引掛型ローゼット クランプスター	一、二重定格ノモノニ在リテハ本表手数料ノ五割ヲ加フ 二、分岐數二箇ヲ超ユル分岐接續器ニ在リテハ分岐數一箇ヲ増ス毎ニ手数料二圓ヲ加フ
(一)定格電壓 (二)定格電流 (三)主要部分ノ構造、寸法及材料	同	同
同	同	同
モノニ在リテハ五圓ヲ加フ	一〇〇〇	一〇〇〇
開閉試験 溫度抵抗試験 絶縁力試験 絶縁力試験 耐熱試験	捻込接續器ニ同	耐熱試験 絶縁力試験 絶縁力試験 耐熱試験

第八號表 電熱器

定格電壓百ヴオルト以上ノ低壓ニシテ消費電力十キロワット以下ノモノニ限ル

電採熱煖器用	電氣ストーブ (電氣火鉢ヲ含ム)	電氣足温器 (電氣行炬燵)	電氣飯炊釜 (電氣七輪)	電氣天火
(一)定格電壓 (二)消費電力 (三)主要部分ノ構造、寸法及材料	(一)定格電壓 (二)消費電力 (三)主要部分ノ構造、寸法及材料	(一)定格電壓 (二)消費電力 (三)主要部分ノ構造、寸法及材料	(一)定格電壓 (二)消費電力 (三)主要部分ノ構造、寸法及材料	(一)定格電壓 (二)消費電力 (三)主要部分ノ構造、寸法及材料
同	三箇	同	同	同
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
開閉試験 溫度抵抗試験 絶縁力試験 絶縁力試験 耐熱試験	溫度抵抗試験 絶縁力試験 絶縁力試験 耐熱試験	溫度抵抗試験 絶縁力試験 絶縁力試験 耐熱試験	溫度抵抗試験 絶縁力試験 絶縁力試験 耐熱試験	溫度抵抗試験 絶縁力試験 絶縁力試験 耐熱試験

五篇一類 電氣用品取締規則 (様式)

電熱器	電氣溫水器	電氣鍍類	其他電熱器
電氣湯沸器 電氣牛乳沸器 電氣トースター	投湯沸器 湯沸器 間湯沸器	電氣アイロン 電氣裁縫鍍 電氣半田鍍 電氣髮鍍	毛髮乾燥器 煙草點火器
同	同	同	同
消費電力一 キロワット 又ハ其ノ端 數ヲ増ス毎 フニ一圓ヲ加	同	同	同
絶縁力試験 但シ自動装置 有スルモノニ リテハ其ノ作 試験ヲモ行フ	同	同	同
絶縁力試験 温度試験 絶縁力試験 温度試験 絶縁力試験	同	同	同

備考
 一、二段以上ニ切替使用スルモノニ在リテハ手数料五圓ヲ加フ
 二、自動装置ヲ有スルモノニ在リテハ手数料五圓ヲ加フ
 三、型式承認ヲ受ケザル電氣用品ヲ附属シタル電熱器ニ在リテハ當該附属品ニ對スル手数料ヲ加算ス

第九號表 小型電動機

一、定格電壓百ヴオルト以下ノ低壓ニシテ定格出力一キ
 ロワット以下ノモノニ限ル
 二、器具ノ部分品トシテ組立ラレタルモノハ之ヲ含マズ

小型電動機	細別	細目	型式ノ別	試験品提出數量	手数料	主要試験事項
電氣扇 (通風用ヲ含ム)	分相起動誘導電動機 機起動誘導電動機 反撥誘導電動機 反撥誘導電動機 蓄電池電動機 整流子電動機	(一) 定格電壓 (二) 定格出力 (又ハ入力) (三) 定格周波數 (四) 極數 (五) 主要部分ノ構造寸法及材料	(一) 定格電壓 (二) 消費電力 (三) 定格周波數 (四) 極數 (五) 起動方式	同	三箇 二五・〇〇	特起性試験 溫度試驗 絶縁力試験 絶縁力試験

五篇一類 電氣用品取締規則 (様式)

五篇一類 電氣用品取締規則 (様式)

備考

- 一、定格電壓二種類以上ノモノニ在リテハ一種類ヲ増ス毎ニ本表手数料ノ五割ヲ加フ
- 二、定格周波數二種類以上ノモノニ在リテハ一種類ヲ増ス毎ニ本表手数料ノ五割ヲ加フ
- 三、型式承認ヲ受ケザル電氣用品ヲ附屬シタル電動機ニ在リテハ當該附屬品ニ對スル手数料ヲ加算ス

第十號表 小型變壓器

定格一次電壓百ヴオルト以上ノ低壓用ノモノニ限ル

細目	型式ノ別	試験品提出數量	手数料	主要試験事項
呼鈴用變壓器 玩具用變壓器 表示器用變壓器 小型變壓器	(一) 定格電壓 (二) 定格容量 (三) 定格周波數 (四) 主要部分ノ構造、寸法及材料	三箇	一五・〇〇 圓	溫度試驗 絕緣性試驗 絕緣抵抗力試驗
ネオン管燈用變壓器	同	同	二〇・〇〇 圓	同

備考

- 一、中間口出ヲ有スルモノニ在リテハ手数料五圓ヲ加フ
- 二、定格周波數二種類以上ノモノニ在リテハ一種類ヲ増ス毎ニ本表手数料ノ五割ヲ加フ
- 三、型式承認ヲ受ケザル電氣用品ヲ附屬シタル變壓器ニ在リテハ當該附屬品ニ對スル手数料ヲ加算ス

第十一號表 電流制限器

定格電壓百ヴオルト以上ノ低壓ニシテ最大動作電流百アマペア以下ノモノニ限ル

細目	型式ノ別	試験品提出數量	手数料	主要試験事項
電流制限器	(一) 定格電壓 (二) 最大動作電流 (三) 定格周波數 (四) 相及線式 (五) 極數及素子數 (六) 動作方式 (七) 主要部分ノ構造、寸法及材料	五箇	三〇・〇〇 圓	動作試驗 溫度試驗 絕緣抵抗力試驗 絕緣電流試驗 耐電流試驗 特種試驗 電壓降下試驗

備考 一、最大動作電流ノミヲ異ニスル二型式以上ヲ同時ニ申請スル場合ハ一型式ハ本表ノ手数料トシ其ノ他ハ一型式ニ付手数料十圓トス

五篇一類 電氣用品取締規則 (様式)

電氣用品取締規則第三條ノ特例ニ關スル件

昭和十三年十二月
逓信省令第八十號

第一條 電氣用品取締規則第三條ノ規定ニ依リ型式承認ヲ受ケタル電氣用品ニシテ支那事變ニ因リ已ムヲ得ズ代用材料ヲ使用シ其ノ他原型式ノ一部ヲ變更シタルモノハ當該型式承認ヲ受ケタル者ノ申請ニ依リ同規則同條ノ規定ニ拘ラズ逓信大臣ニ於テ原型式ト同一型式ノモノト看做スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サントスル者ハ申請書(別記書式)ニ試験品(箇、本又ハ組ヲ以テ數フルモノニ在リテハ各其ノ一單位、線條ノモノニ在リテハ一米)竝ニ説明書及圖面各二通ヲ添ヘ之ヲ電氣試驗所ニ提出スベシ
電氣用品取締規則第十三條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第三條 第一條ノ規定ニ依リ原型式ト同一型式ト看做サレタル電氣用品ニハ原型式ノ電氣用品ト

區別スル爲「暫」、「暫定品」其ノ他ノ適當ナル標示ヲ爲スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス

別記書式

- 一 同一型式認定申請書
 - 二 電氣用品名
 - 三 原型式承認番號
 - 四 製造免許番號
 - 五 製造所ノ名稱及所在地
- 右昭和 年 月 日逓信省令第 號ニ依リ申請候也
- 年 月 日
- 主タル營業所 申請者 氏名又ハ名稱 印
- 逓信大臣宛

(注意)

- 一、手数料ハ之ヲ徴セザルモノナルニ付收入印紙ノ貼附ヲ要セズ
- 二、同一品名ニ屬スルモノヲ多數同時ニ申請スル場合ニハ適宜一申請書ニ取纏メ型及原型式承認番號ノ明細書ヲ添附スベシ

電氣用品取締規則ニ依ル型式ノ範圍ニ關スル件

昭和十一年六月
逓信省告示第千二百六十二號

一、絶縁電線

型式ノ別	同一型式ニ含マルル範圍	別型式ト認メラルモノ
導體ノ材料		一、硬銅、軟銅、鐵等ノ別 二、錫鍍ノ有無
導體ノ太サ	<p>(一) 單線</p> <p>一・六耗未満ノモノ</p> <p>一・六耗以上二・六耗以下ノモノ</p> <p>二・六耗ヲ超過シ四・五耗以下ノモノ</p> <p>四・五耗ヲ超過シ七耗以下ノモノ</p> <p>七耗ヲ超過シ一二耗以下ノモノ</p> <p>(二) 撚線</p> <p>三・五平方耗以下ノモノ</p> <p>三・五平方耗ヲ超過シ一六平方耗以下ノモノ</p> <p>一六平方耗ヲ超過シ三八平方耗以下ノモノ</p> <p>三八平方耗ヲ超過シ一〇〇平方耗以下ノモノ</p>	

電 歴

被覆ノ材料

線 心 數

ネオン管燈用電線ニ在リテハ
七、五〇〇ヴォルト以下ノモノ
七、五〇〇ヴォルトヲ超過シ一五、〇〇〇ヴォルト以下ノモノ

絶縁電線ノ電氣的性質其ノ他ニ著シキ影響ヲ與ヘザル程度ニ於テ被覆ノ材料及構成ノ相違アルモノハ同一型式トス

(例一) 導體上ノ綿糸横捲ノ有無及種類
(例二) 絶縁性ニ關係ナキ範圍内ニ於ケル塗料ノ有無及種類
(例三) 絶縁ノ層數又色別
(例四) キヤブタイヤ線ニ於ケル介在物及クレードルコアノ有無
(例五) 鉛被電線ニ於ケル鉛被上ノ被覆物ノ有無及種類
(例六) 平型及丸型ノ別

五心以上ノモノニ對シテハ規則第三條ノ但書ヲ適用ス

二、可撓紐線

型式ノ別	同一型式ニ含マルル範圍	別型式ト認メラルモノ
導體ノ材料 導體ノ切斷面積	<p>○・九平方耗以下ノモノ ○・九平方耗ヲ超過シ五・五平方耗以下ノモノ 五・五平方耗ヲ超過シ一六平方耗以下ノモノ 一六平方耗ヲ超過シ五〇平方耗以下ノモノ 可撓紐線ノ電氣の性質其ノ他ニ著シキ影響ヲ與ヘザル程度ニ於テ被覆材料及構成ノ相違アルモノハ同一型式トス</p>	錫鍍ノ有無
被覆ノ材料及構成	<p>(例一) 編組ノ糸ノ種類 (例二) ゴム絶縁上ノ紙卷又ハ綿テープ卷ノ別若クハ下打編組ノ有無及種類 (例三) 丸打、袋打及二ヶ撚等</p>	
線心線	<p>五心以上ノモノニ對シテハ規則第三條ノ但書ヲ適用ス</p>	

三、金屬管及金屬線繩

型式ノ別	同一型式ニ含マルル範圍	別型式ト認メラルモノ
材 型 狀 及 寸 法 質 狀	<p>(一) 金屬管 (例一) 金屬管及之ニ依リテ製作セラレタルベンド (二) 金屬管接手―エルボー、Tピース、クロス、カップリング、シャープバンド、レヂューサー、ユニオンカップリング等ハ形狀特ニ異ルモノヲ除キ各ヲ同一型式トス (例一) 接續管ノ形狀ノ相違 (例二) レヂューサーニ於ケル接手口ノ形狀ノ相違 (例三) 直ナルモノト曲ナルモノ (例四) 蓋ノ有無 (三) 金屬線繩ニ在リテハ外形特ニ異ナレルモノヲ除キ同一型式トス (例) 線繩及之ニ依リテ製作セラレタルエルボ</p>	<p>鋼、鑄鐵等ノ別 (例) 圓形ト然ラザルモノ (例) 分割シ得ルモノト然ラザルモノ</p>

寸法

(四) 金屬線樋接手—カップリング、クロス、T、
 エルボー等ハ形狀特ニ異ナルモノヲ除キ各ヲ同
 一型式トス
 (例) 接続スル線樋ノ形狀ノ相違
 (五) ボックス—配線用ボックス、スイッチボツ
 クス等ハ形狀特ニ異ナルモノヲ除キ各ヲ同一型
 式トス
 (例一) 圓形ナルモノ、八角形ナルモノ又ハ四
 角形ナルモノ
 (例二) 打抜管孔ノ大サ及數ニ拘ラズ
 (例三) 口數(一方出、二方出等)ニ拘ラズ
 (一) 金屬管及金屬管接手
 厚 サ 太 サ (稱呼)
 ○・五耗以上一耗未
 滿ノモノ 八分ノ五吋以下ノモノ
 八分ノ五吋超過ノモノ
 一耗以上二耗未滿ノ
 モノ 一吋以下ノモノ
 一吋超過ノモノ

(例) 分割シ得ルモノト
 然ラザルモノ

(例) 配線用ボックス等
 ニ於テ底ノ取レルモノ
 ト然ラザルモノ

二耗以上ノモノ
 一吋未滿ノモノ
 一吋以上二吋以下ノモノ
 二吋超過ノモノ

(二) 金屬線樋及金屬線樋用接手

イ、厚 サ
 ○・五耗以上一耗未滿ノモノ
 一耗以上二耗未滿ノモノ
 二耗以上ノモノ
 ロ、太 サ (長徑ノ稱呼)
 二吋以下ノモノ
 二吋超過ノモノ

(三) 金屬管用及金屬線樋用ボックス

イ、厚 サ
 二耗未滿ノモノ
 二耗以上ノモノ
 ロ、太 サ (長徑ノ稱呼)
 五吋未滿ノモノ
 五吋以上一〇吋未滿ノモノ
 一〇吋以上ノモノ
 管ノ稱呼四吋ヲ超過スルモノニ對シテハ規則第三

接続方法	接続方法ノ特ニ異ルモノヲ除キ同一型式トス 接合方法ノ特ニ異ルモノヲ除キ同一型式トス 接合方法ノ特ニ異ルモノヲ除キ同一型式トス (例) 熔接繼目ナルモノト鍛接繼目ナルモノ 防銹効果ニ著シキ相違ナキモノハ同一型式トス (例) 亜鉛鍍ハセラダイジング、ホットヂツピ ング等ノ鍍金方法ニ拘ラズ	(例) 金屬管及附屬品ニ 在リテハネヂノ有無 (例) 繼目ノ有無 (例) エナメル塗ナルモノ ト亜鉛鍍ナルモノ
防銹方法		
型式ノ別	同一型式ニ含マルル範圍	別型式ト認メラルルモノ
定格電壓	定格電壓以下ノ記銘ノモノ (註) 例ハバ定格電壓二〇〇ヴォルトノモノニ 一〇〇ヴォルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ 其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト 同一構造ノモノニ在リテハ左記ノ通トス ○・五アムペア未満ノモノ 一・五アムペア以上一アムペア未満ノモノ 一アムペア以上五アムペア以下ノモノ 五アムペアヲ超過シ一〇アムペア以下ノモノ	
定格電流		

四、可 熔 器

主要部分ノ構造、
寸法及材料

<p>一〇アムペアヲ超過シ三〇アムペア以下ノモノ 三〇アムペアヲ超過シ六〇アムペア以下ノモノ 六〇アムペアヲ超過シ一〇〇アムペア以下ノモノ 熔斷特性ニ著シキ影響ナシト認メラルルモノハ同 一型式トス</p> <p>(例一) 端子金物ノ形狀ノ相違</p> <p>(例二) 可熔筒ニ於ケル排氣孔ノ有無及大小 (例三) 寸法ノ相違ノ僅少ナルモノ (例四) カットアウトノ蓋ノ磁器ナルモノト硝 子ナルモノ (例五) 可熔筒ニ於ケル熔斷標示ノ有無</p>	<p>(例一) 可熔片ノ材料ノ 相違</p> <p>(例二) 可熔筒外殼ノ材 料—ベークライト、フ アイバー、硝子等ノ相 違</p> <p>(例三) 可熔筒充填物ノ 有無</p> <p>(例四) カットアウトノ 極數</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

五、開閉器

型式ノ別	同一型式ニ含まルル範圍	別型式ト認メラルルモノ
定格電壓	定格電壓以下ノ記銘ノモノ (註) 例ヘバ定格電壓二〇〇ヴォルトノモノニ 一〇〇ヴォルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ 其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト	
定格電流	(一) 定格電流以下ノ記銘ノモノ (註) 例ヘバ定格電流一〇〇アマペアノモノニ 七五アマペアノ記銘ヲナサントスル場合ハ其 ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト (二) 同一構造ノモノニ在リテハ左記ノ通トス 一〇アマペア以下ノモノ 一〇アマペアヲ超過シ三〇アマペア以下ノモノ 三〇アマペアヲ超過シ六〇アマペア以下ノモノ 六〇アマペアヲ超過シ一〇〇アマペア以下ノモノ	
極數	各極及極間ノ主要部分ノ構造同一ナル二極及三極 四極以上ノモノニ對シテハ規則第三條ノ但書ヲ適 用ス	

主要部分ノ構造、寸法及材料

型式ノ別	同一型式ニ含まルル範圍	別型式ト認メラルルモノ
六、點滅器	電氣的及機械的性能ニ著シキ影響ヲ及ボサズト認 メラルルモノハ同一型式トス (例一) 二〇パーセント以内ノ寸法ノ相違 (例二) 開放双形開閉器ニ於テ (イ) 表面接續ナルモノト裏面接續ナルモノ (ロ) フューズノ取付方式ノ相違(可熔筒用 ナルモノト爪付フューズ用ナルモノ) (例三) 開放双形開閉器ニ於テクリツプノ植込 式ナルモノト折曲式ナルモノ (例四) 臺、外殼、把手等ノ材料ガ磁器、型造 絶縁物等ノ絶縁物ナルモノ (例五) 電磁開閉器ニ於ケル線輪ノ動作電壓ノ 相違 (例六) 電磁開閉器ニ於ケル電流計、パイロツ トランプ等ノ有無	(例) 臺、外殼、把手等 ノ材料ガ絶縁物ナルモノ ト金屬ナルモノ

定格電流

主要部分ノ構造、寸法及材料

恒温器ノ動作溫度ノ範圍

一〇〇ヴォルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト

(一) 定格電流以下ノ記銘ノモノ

(註) 例ヘバ定格電流六アマペアノモノニ三アマペアノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト

(二) 同一構造ノモノニ在リテハ左記ノ通トス

五アマペア以下ノモノ

五アマペアヲ超過シ一〇アマペア以下ノモノ

一〇アマペアヲ超過シ三〇アマペア以下ノモノ

電氣的及機械的性能ニ著シキ影響ナシト認めラルモノハ同一型式トス

(例) 外殼、把手等ノ材料ガ磁器、型造絶縁物等ノ絶縁物ナルモノ

動作特性ニ著シキ影響ヲ及ボサズト認めラルモノ

(例一) 外殼、把手等ノ材料ガ絶縁物ナルモノト金屬ナルモノ

(例二) 臺ノ材料ガ磁器ナルモノト型造絶縁物ナルモノ

用途ニ依リ動作溫度ヲ異ニスルモノハ用途別ニヨル

(例一) 行火用、座布團

七、接 續 器

型式ノ別

定格電壓

定格電流

主要部分ノ構造、寸法及材料

同一型式ニ含まラルル範圍

定格電壓以下ノ記銘ノモノ

(註) 例ヘバ定格電壓二〇〇ヴォルトノモノニ一〇〇ヴォルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト

(一) 定格電流以下ノ記銘ノモノ

(註) 例ヘバ定格電流六アマペアノモノニ三アマペアノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト

(二) 同一構造ノモノニ在リテハ左記ノ通トス

五アマペア以下ノモノ

五アマペアヲ超過シ一〇アマペア以下ノモノ

一〇アマペアヲ超過シ三〇アマペア以下ノモノ

電氣的、熱的及機械的性能ニ著シキ影響ナシト認めラルモノハ同一型式トス

(例一) 分岐ソケットノ「ト」型ナルモノ

「ハ」型ナルモノ

別型式ト認めラルルモノ

用等

(例一) 外殼ノ材料ガ陶器ナルモノ、型造、絶縁

八、電 熱 器

型式ノ別	同一型式ニ含まルル範圍	別型式ト認メラルルモノ
定 格 電 壓	<p>(一) 一〇〇ヴォルトノモノト一一〇ヴォルトノモノ</p> <p>(二) 二〇〇ヴォルトノモノト二二〇ヴォルトノモノ</p> <p>(三) 構造及大サ同一ニシテ單ニ直列及並列ニ接続ヲナスモノ但シ此ノ場合ニ於テハ直列接続ニ對スル電壓ヲ定格電壓トシテ申請スルコト</p>	<p>(例二) ソケットノ如キ熱ノ影響ヲ考慮スベキノニ在リテハベークライト質ナルモノトアスフアルト質ナルモノ</p>
消 費 電 力	<p>(一) 同一構造ノモノニ在リテハ消費電力ハ左記ノ通トス</p> <p>六〇〇ワット以下ノモノ</p>	

主要部分ノ構造、寸法及材料

六〇〇ワットヲ超過シ一、〇〇〇ワット以下ノモノ

一、〇〇〇ワットヲ超過シ五、〇〇〇ワット以下ノモノ

五、〇〇〇ワットヲ超過シ一〇、〇〇〇ワット以下ノモノ

但シ電氣ストーブ及調理用電熱器以外ノモノニ在リテハ六〇〇ワット以下ヲ左記ノ通トス

二〇〇ワット以下ノモノ

二〇〇ワットヲ超過シ六〇〇ワット以下ノモノ

(二) 構造及大サ同一ニシテ消費電力ノ相違一〇パーセント以内ノモノ

(三) 構造及大サ同一ニシテ同種材料及構造ノ發熱體ノミヲ取換フルモノ但シ此ノ場合ニ於テハ消費電力ノ最大ナルモノニ就キ申請スルコト

電氣的及熱的機械的性能ニ著シキ影響ナキモノト認メラルルモノハ同一型式トス

(例) 同一單位ノモノ若クハ同一型式ノモノヲ組合セタルモノ但シ前者ニ在リテハ消費電力ガ最大ナルモノニ就キ申請スルコト

九、小型電動機

型式ノ別	同一型式ニ合マルル範圍	別型式ト認メラルモノ
定格電壓	(一) 一〇〇ヴォルトノモノト一一〇ヴォルトノモノ (二) 二〇〇ヴォルトノモノト二二〇ヴォルトノモノ (三) 構造が大サ同一ニシテ單ニ直列及並列ニ接続サラスモノ但シ此ノ場合ニ於テハ直列接続ニ對スル電壓ヲ定格電壓トシテ申請スルコト同一構造ノモノニ在リテハ左記ノ通トス	
定格出力 (又ハ入力)	四〇ワット以下ノモノ 四〇ワットヲ超過シ八〇ワット以下ノモノ 八〇ワットヲ超過シ一五〇ワット以下ノモノ 一五〇ワットヲ超過シ三〇〇ワット以下ノモノ 三〇〇ワットヲ超過シ五〇〇ワット以下ノモノ 五〇〇ワットヲ超過シ一、〇〇〇ワット以下ノモノ	
消費電力	但シ電氣扇ニ在リテハ三〇〇ワット以下ヲ左記ノ通トス	

主要部分ノ構造、寸法及材料

起動方式	主要部分ノ構造、寸法及材料	起動方式
	三〇ワットト以下ノモノ 三〇ワットヲ超過シ五〇ワット以下ノモノ 五〇ワットヲ超過シ一〇〇ワット以下ノモノ 一〇〇ワットヲ超過シ三〇〇ワット以下ノモノ 特性ニ著シキ影響ナキモノト認メラルモノハ同一型式トス	
	(例一) 固定子ニ在リテハ (イ) 鐵心ノ溝ノ形狀、溝數、通風孔ノ相違 (ロ) 線輪ノ被覆絶緣、捲回数、接続ノ相違 (ハ) 溝絶緣ノ相違 (例二) 回轉子ニ在リテハ (イ) 鐵心ノ固定子ニ準ズ (ロ) 線輪ノ固定子ニ準ズ (ハ) 整流子ノセグメント數、絶緣ノ相違 (例三) 起動機構ノ相違	
	(例一) 開放型、半密閉型、密閉型 (例二) 軸受ノ軸頸ナルモノト球軸受ナルモノ (例三) 電氣扇ニ在リテハ (イ) 羽根ノ直徑又ハ構造ノ著シキ相違 (ロ) 首振機構ノ有無 (ハ) 速度加減裝置ノ有無並構造ノ著シキ相違 (例) 隅取線輪、分相、蓄電器、反撥、反撥誘導、整流子等	

一〇、小型變壓器

型式ノ別	同一型式ニ含マルル範圍	別型式ト認メラルモノ
定格電壓	<p>(一) 一次電壓</p> <p>(イ) 一〇〇ヴォルトノモノト一一〇ヴォルトノモノ</p> <p>(ロ) 二〇〇ヴォルトノモノト二二〇ヴォルトノモノ</p> <p>(二) 二次電壓</p> <p>(イ) 呼鈴用、玩具用及表示器用變壓器ニ在リテハ</p> <p>一〇ヴォルト以下ノモノ</p> <p>一〇ヴォルトヲ超過シ二五ヴォルト以下ノモノ</p> <p>二五ヴォルトヲ超過ノモノ (表示器用變壓器ニ限ル)</p> <p>(ロ) ネオン管燈用變壓器ニ在リテハ</p> <p>三、五〇〇ヴォルト以下ノモノ</p> <p>三、五〇〇ヴォルトヲ超過シ七、五〇〇ヴォルト以下ノモノ</p>	<p>(イ) 呼鈴用、玩具用及表示器用變壓器ニ在リテハ</p> <p>(ロ) ネオン管燈用變壓器ニ在リテハ</p>

定格容量

主要部分ノ構造、寸法及材料

七、五〇〇ヴォルトヲ超過シ一、二〇〇〇ヴォルト以下ノモノ

一、二〇〇〇ヴォルトヲ超過シ一五、〇〇〇ヴォルト以下ノモノ

(三) 構造及大サ同一ニシテ單ニ直列及並列ニ接続替ヲナスモノ但シ此ノ場合ニ於テハ直列接続ニ對スル電壓ヲ定格電壓トシテ申請スルコト

構造同一ナルモノニ在リテハ左記ノ通トス

五〇ヴォルトアマペア以下ノモノ

五〇ヴォルトアマペアヲ超過シ一〇〇ヴォルトアマペア以下ノモノ

但シネオン管燈用變壓器ニ在リテハ

三〇〇ヴォルトアマペア以下ノモノ

三〇〇ヴォルトアマペア超過ノモノ

(註) 定格容量ハ定格一次電壓ト定格二次電流ニ對應スル一次電流トノ積ヲ云フ但シネオン管燈用變壓器ニ在リテハ此ノ場合ノ二次電流ハ二次短絡電流トス

電氣的特性其ノ他ニ著シキ影響ナキモノト認メラルモノハ同一型式トス

(例一) 低電壓側ニスキツチノ如キ附屬品ノ有

(例一) 全閉型ナルモノ

	<p>無</p> <p>(例二) 端子及口出線ノ構造ノ相違</p>	<p>ト然ラザルモノ</p> <p>(例二) 外殻ノ金屬製ナルモノト然ラザルモノ</p> <p>(例三) 中間口出ノ有無</p> <p>(例四) 二次線輪ノ接続ヲ直列又ハ並列ニ變更シ得ルモノト然ラザルモノ</p> <p>(例五) ネオン管燈用變壓器ニ在リテハ屋内用ノモノト屋外用ノモノ</p>
--	-----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一一、電流制限器

<p>型式ノ別</p> <p>定格電壓</p>	<p>同一型式ニ含マルル範圍</p> <p>(一) 電壓ガ動作及特性ニ著シキ影響ナシト認めラルルモノハ定格電壓以下ノ記銘ノモノ</p> <p>(註) 例ヘバ定格電壓二〇〇ヴォルトノモノニ一〇〇ヴォルトノ記銘ヲナサントスル場合ハ其ノ旨ヲ説明書中ニ附記スルコト</p> <p>(二) 電壓ガ動作及特性ニ影響アリト認めラルル</p>	<p>別型式ト認めラルルモノ</p>
-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

<p>主要部分ノ構造、寸法及材料</p> <p>定格周波數</p>	<p>モノニ在リテハ同一構造ノモノニ限り定格電壓ノ一〇パーセント以内ノ相違</p> <p>(例一) 一〇〇ヴォルトノモノト一一〇ヴォルトノモノ</p> <p>(例二) 二〇〇ヴォルトノモノト二二〇ヴォルトノモノ</p> <p>電氣的、熱的及機械的影響ヲ及ボサザルモノト認めラルルモノ</p> <p>(例) 動作電流ニ相當スル絶緣電線ヲ接続シ得ル端子及端子函ノ構造ノ相違</p> <p>動作及特性ニ著シキ影響ナシト認めラルルモノニ在リテハ定格周波數ノ二〇パーセント以内ノ相違</p>	
-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

電氣工事人取締規則

昭和十年九月
逓信省令第三十一號

第一條 屋内及家屋ノ外面ニ於ケル電氣工事（看板、廣告塔等ノ電氣工事ヲ含ム）ニ從事セントスル者ハ本令ノ定ムル所ニ依リ逓信局長ノ免許ヲ受クベシ

第二條 免許ノ有効期間ハ十年トス
免許ハ甲種及乙種ノ區別ニ從ヒ試験ニ依リ之ヲ爲ス

免許ノ取消ヲ受ケ一年ヲ經過セザル者其ノ他逓信局長ニ於テ不適當ト認メタル者ニ付テハ免許ヲ爲サザルコトアルベシ

第三條 試験ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ但シ必要アリト認メタルトキハ簡單ナル實地作業ニ付テモ試験ヲ行フコトアルベシ

- 一 配電一般（電氣工作物規程ヲ含ム）
- 二 電氣工事材料及機械器具一般
- 三 電氣工事施行方法及電氣工作物試験
- 四 配線圖

第四條

甲種免許ヲ受ケントスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 甲種免許ノ有効期間滿了ニ因リ免許ヲ申請シタル者

二 電氣事業主任技術者ノ資格ヲ有スル者及第二種自家用電氣工作物主任技術者ノ經歷ヲ有スル者

三 修業年限二年以上ノ學校ニ於テ電氣工學ヲ專修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者

乙種免許ヲ受ケントスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ亦前項ニ同ジ

一 免許ノ有効期間滿了ニ因リ免許ヲ申請シタル者

二 前項第二號及第三號ニ掲ゲル者

三 講習其ノ他ノ方法ニ依リ電氣及電氣工事ニ關スル知識ヲ修得シタル者

第五條 免許ヲ受ケントスル者ハ履歷書（第二號書式）履歷ニ關スル證明書ヲ添附スベシ 戸籍ノ抄本及寫眞申請前六月シタル名刺版、脱帽正面半身、無鬚紙ノモノニシテ裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ記載セルモノニ葉以下之ニ同ジ ヲ添ヘ申請書（第一號書式）ヲ其ノ主タル營業地若

ハ勤務地又ハ住所ヲ管轄スル逓信局長ニ提出スベシ

第六條 免許ヲ受ケントスル者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ

- 甲種 四圓
- 乙種 三圓

前項ノ手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼附シテ之ヲ納付スベシ

第七條 逓信局長免許ヲ爲シタルトキハ免許證(第三號書式)ヲ申請者ニ附與ス

第八條 不正ノ方法ニ依リ免許ヲ受ケタルコト判明シタルトキハ其ノ免許ハ無効トス

第九條 免許ヲ受ケタル者(以下電氣工事人ト稱ス)其ノ業務ニ從事スルニ至リタルトキハ十日以内ニ届書(第四號書式)ヲ其ノ營業地又ハ勤務地ヲ管轄スル逓信局長ニ提出スベシ營業地、勤務地又ハ勤務先ヲ變更シタルトキ亦同ジ

前項ノ届書ニハ免許證ノ寫ヲ添付スベシ但シ免許ヲ爲シタル逓信局長ニ届出ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 甲種免許ヲ受ケタル電氣工事人ニ非ザレ

バ左ノ工事ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 高壓電氣工事及「ネオン」管燈工事
- 二 電氣工作物規程本則第二百二十七條乃至第三百三十條ニ規定スル電氣工事
- 三 電纜工事、金屬管工事又ハ金屬線樋工事ニシテ長サ十米ヲ超ユルモノ
- 四 電燈ノ受口五十箇、家庭用電氣器具ノ受口十箇又ハ電動機其ノ他ノ電力裝置三箇以上ヲ施設スル場所ニ於ケル電氣工事

第十一條 電氣工事人ハ電氣工作物規程其ノ他電氣ニ關スル法令ノ定ムル所ニ從ヒ工事ヲ爲スベシ

電氣工事人ハ電氣用品取締規則ニ違反スル電氣用品ヲ工事ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第十二條 電氣工事人(同一工事ニ從事スル電氣工事人數人アル場合ニ在リテハ主任ノ電氣工事人)ハ工事著手前配線圖ヲ添ヘ工事ノ概要ヲ關係電氣事業者ニ通知スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ關係電氣事業者ノ設計ニ基キ其ノ指揮又ハ委託ニ依リ工事ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 電氣工事人ハ検査吏員、警察官吏、工

事依頼者又ハ關係電氣事業者ノ請求アリタルトキハ免許證ヲ呈示スベシ

第十四條 電氣工事人免許證ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ遲滞ナク其ノ再交付ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ免許證(毀損ノ場合ニ限ル)及寫眞ヲ添ヘ申請書(第五號書式)ヲ免許ヲ爲シタル逓信局長ニ提出スベシ

電氣工事人其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク免許證ノ書換ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ免許證ヲ添ヘ申請書(第六號書式)ヲ免許ヲ爲シタル逓信局長ニ提出スベシ

電氣工事人免許證ノ書換ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク届書(第七號書式)ヲ營業地又ハ勤務地ヲ管轄スル逓信局長(書換ヲ爲シタル逓信局長ヲ除ク)ニ提出スベシ

第十五條 免許證ノ再交付又ハ書換ヲ申請セントスル者ハ手数料二十錢ヲ納付スベシ

前項ノ手数料ノ納付ニ付テハ第六條第二項ノ規定ヲ準用ス

第十六條 逓信局長ハ電氣工事人ノ爲ス電氣工事ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ検査吏員ヲ派遣シテ

検査ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十七條 電氣工事人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ旨ヲ具シ遲滞ナク免許證ヲ免許ヲ爲シタル逓信局長ニ返還スベシ

- 一 電氣工事人其ノ業務ヲ廢止シタルトキ
- 二 免許ヲ取消サレタルトキ
- 三 免許ノ有効期間滿了シタルトキ
- 四 第八條ノ規定ニ依リ免許無放ト爲リタルトキ

電氣工事人死亡シタルトキハ免許證ノ保管者ハ前項ノ規定ニ準ジ當該免許證ヲ返還スベシ

第十八條 逓信局長ハ電氣工事人本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ電氣工事ニ關シ不正ノ所爲アリタルトキハ業務ノ停止ヲ命ジ又ハ免許ヲ取消スルコトアルベシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 免許ヲ受ケズシテ第一條ノ電氣工事ニ從事シタル者
- 二 第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者
- 三 正當ノ事由ナクシテ第十六條ノ規定ニ依ル

報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

四 前條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

一 正當ノ事由ナクシテ免許證ノ呈示ヲ拒ミタル者

二 正當ノ事由ナクシテ免許證ノ返還ヲ怠リタル者

三 本令ノ規定ニ依ル届出又ハ通知ヲ怠リタル者

(第一號書式)

電氣工事人免許申請書

収入印紙

免許ノ種別 甲種 乙種

私儀電氣工事人取締規則ニ依リ前記種別ノ免許相受度申請候也

年 月 日 遞信局長宛

者 附則

本令ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ電氣工事人ノ業務ニ従事スル者ハ本令施行ノ日ヨリ三年ヲ限り免許ヲ受ケズシテ仍其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得
前項ノ電氣工事従事者ハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ履歷書(第二號書式)及戸籍ノ抄本ヲ其ノ主タル營業地又ハ勤務地ヲ管轄スル遞信局長ニ提出スベシ

氏 年 月 日生 名

住所 氏 年 月 日生 名

(第二號書式)

履 歷 書

本籍 現住所

氏 年 月 日生 名

學 業

一、何年何月何日 何學校何科ニ入學

一、何年何月何日 何學校何科修業、卒業又ハ退學

一、何年何月何日 何試験合格

一、何年何月何日 何々々

職 務

一、何年何月何日 何官廳(官職名記載)、何會社又ハ何商店ニ於テ何々ノ職務ニ従事

一、何年何月何日 何々々

一、何年何月何日 何々々

一、何年何月何日 何々々

右之通相違無之候也

年 月 日

右

氏 名

(第三號書式)

外面

縱約十一種
横約十三種

表	折目	裏					
第 號		事 記					
何種電氣工事人免許證		<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> </table>					

(備考) 番號ノ上ニハ遞信局名ノ頭字ヲ冠ス

内面

表側	折目	裏側					
寫 眞		<p>一 免許ノ種別 甲種 乙種</p> <p>二 免許ノ有効期限 年月日</p> <p>年月日 免許</p>					
<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> </table>							<p>氏</p> <p>年月日 名</p> <p>遞信局長 印</p>

遞信局長印

五篇二類 電氣工事人取締規則

(第四號書式)

就業(變更)届

何種免許電氣工事人

氏

年 月 日生

名

一 免許ノ年月日及番號

二 營業地又ハ勤務地及勤務先

(變更ノ場合ニ於テハ新舊ノ營業地又ハ勤務地若ハ勤務先)

三 就業(變更)年月日

右電氣工事人取締規則第九條ノ規定ニ依リ届出候也

年 月 日

住所

氏

名印

逓信局長宛

(注意) 營業地及勤務地ハ市區町村別ニ記載スベシ

(第五號書式)

電氣工事人免許證再交付申請書

收 入
印 紙

一 免許ノ種類

二 免許ノ年月日及番號

三 再交付申請ノ事由 亡失又ハ毀損ノ事由ヲ記載スベシ

右電氣工事人取締規則第十四條第一項ノ規定ニ依リ申請候也

年 月 日

住所

氏

名印

逓信局長宛

五篇二類 電氣工事人取締規則

(第六號書式)

電氣工事人免許證書換申請書

收 入
印 紙

一 新氏名
二 舊氏名
右電氣工事人取締規則第十四條第二項ノ規定ニ依リ申請候也
年 月 日

遞信局長宛

住 所
氏

名印

(第七號書式)

電氣工事人免許證書換届

一 營業地又ハ勤務地及勤務先
二 免許ノ年月日及番號
三 舊氏名
右電氣工事人取締規則第十四條第三項ノ規定ニ依リ届出候也
年 月 日

何種免許電氣工事人
氏

名

遞信局長宛

住 所
氏

名印

(注意) 營業地及勤務地ハ市區町村別ニ記載スベシ

電氣工事人ノ業務ノ從事ノ特例ニ關スル件

昭和十三年九月
遞信省令第七十二號

第一條 電氣工事人取締規則附則第二項ノ規定ニ依リ電氣工事人ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得ル者ニシテ支那事變ニ因リ陸海軍ニ召集又ハ徵用セラレタルモノハ當該召集又ハ徵用ノ解除後一年間ヲ限り免許ヲ受ケズシテ其ノ業務ニ從事スルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ電氣工事人ノ業務ニ從事セントスル者ハ召集又ハ徵用及其ノ解除アリタル事實共ニ年月日ヲ附記スベシヲ證スル書面ニ寫眞届出前六ヶ月内ニ撮タル名刺版、脱帽正面半身、無臺紙ノモノニシテ裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ記載シタルモノニシヲ添ヘ電氣工事人取締規則附則第三項ノ規定ニ依リ履歴書及戶籍ノ抄本ヲ提出シタル遞信局長ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ
前項ノ届出アリタルトキハ遞信局長ハ當該届出ヲ爲シタル者ニ對シ電氣工事從事證(別記書式)ヲ附與ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記書式)

外面

縦約十一
横約十三
釐

裏	表					
折目						
第 號	記 事					
電 氣 工 事 從 事 證	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> </table>					

(備考) 番號ノ上ニハ遞信局名ノ頭字ヲ冠ス

裏側	表側		
折目			
寫 眞	<p>右者昭和十三年 月 遞信省令第 號ニ依リ昭和 年 月 日迄電氣工 事人ノ業務ニ從事スルコトヲ得</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>遞 信 局 長 印</p>		
内 面			
<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>遞信局長印</p> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>		<p>遞信局長印</p>	
<p>遞信局長印</p>			

第六篇 電氣測定及試験關係

第一類 電氣測定

電氣測定法

(明治四十三年三月法律第二十六號)

電氣測定法第七條及第八條ノ施行期日並附則第三項ノ期間ニ關スル件

(明治四十四年十二月勅令第二百九十五號)

電氣測定法第十一條ニ依ル電氣單位ノ倍數及分數ノ名稱、不變電流以外ノ
場合ニ於ケル電流・電壓及電力ノ計算方法並同法第一條ニ掲ゲタル以外ノ
電氣單位ニ關スル件

(明治四十三年十二月遞信省令第一百七號)

電氣測定法第六條ニ依ル電氣單位ノ標準器仕様細目ニ關スル件

(明治四十三年十二月遞信省告示第千五百三十三號)

電氣測定法

明治四十三年三月
法律第二十六號

- 第一條 電氣ノ測定ニ於テハ電氣抵抗ハ「オーム」、電流ハ「アムペア」、電壓ハ「ヴォルト」、電力ハ「ワット」ヲ以テ單位トス
- 第二條 「オーム」ハ氷ノ融解溫度ニ於テ質量一四、四五二「グラム」長サ一〇六、三〇〇「センチメートル」ニシテ均一ナル切斷面積ヲ有スル水銀柱ノ不變電流ニ對スル電氣抵抗ヲ謂フ
- 第三條 「アムペア」ハ硝酸銀ノ水溶液ヲ通過シ每秒〇、〇〇一一八〇〇「グラム」ノ銀ヲ分離スル不變電流ヲ謂フ
- 第四條 「ヴォルト」ハ「オーム」ノ電氣抵抗ヲ有スル導體ニ「アムペア」ノ不變電流ヲ發生セシムル爲要スル不變電壓ヲ謂フ
- 第五條 「ワット」ハ「ヴォルト」ノ電壓ニ於テ「アムペア」ノ不變電流ニ依リ毎秒費サル電氣勢力ヲ以テ表示スル電力ヲ謂フ
- 第六條 本法ニ依ル電氣單位ハ主務官廳ニ保管スル標準器ニ依リ之ヲ現示ス
- 第七條 電氣ノ取引ニ使用スル電氣計器ハ檢定ヲ

六篇一類 電氣測定法關係

受クベシ

電氣計器ノ公差及檢定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル電氣計器ヲ電氣ノ取引ニ使用シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 檢定ヲ受ケザルモノ
 - 二 檢定ニ合格セザルモノ
 - 三 檢定ノ效力ヲ失ヒタルモノ
- 第九條 電氣ノ取引ニ於テ其ノ計量ヲ詐ルノ目的ヲ以テ不正ニ電氣計器ヲ使用シタル者ハ罰前條ニ同ジ
- 第十條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス
- 第十一條 電氣單位ノ倍數及分數ノ名稱、不變電流以外ノ場合ニ於ケル電流電壓及電力ノ計算方法並第一條ニ掲ゲタル以外ノ電氣單位ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

附則

本法ハ第七條及第八條ヲ除クノ外明治四十四年一

六〇七

月一日ヨリ之ヲ施行ス
第七條及第八條ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第七條及第八條施行前ヨリ引續キ電氣ノ取引ニ使
用スル電氣計器ニ付テハ別ニ勅令ヲ以テ定ムル期
間第八條ノ規定ヲ適用セズ
第七條及第八條施行前ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依
リ主務官廳ノ試験ニ合格シタル電氣計器ハ本法ノ
檢定ニ合格シタルモノト看做ス

電氣測定法第七條及第八條ノ施行期日並附則第三項ノ期間ニ關スル件

明治四十四年十二月
勅令第二百九十五號

電氣測定法第七條及第八條ノ規定ハ明治四十五年
一月一日ヨリ之ヲ施行ス
電氣測定法附則第三項ノ期間ハ前項ノ日ヨリ三年
トス

電氣測定法第十一條ニ依
ル電氣單位ノ倍數及分數
ノ名稱、不變電流以外ノ
場合ニ於ケル電流、電壓
及電力ノ計算方法並同法
第一條ニ掲ゲタル以外ノ
電氣單位ニ關スル件

明治四十三年十二月
逓信省令第十七號

- 第一條 電氣單位ノ倍數及分數ノ名稱左ノ如シ
- 「メグオーム」 「オーム」ノ百萬倍
 - 「マイクロオーム」 「オーム」ノ百萬分ノ一
 - 「キロアムペア」 「アムペア」ノ千倍
 - 「ミリアムペア」 「アムペア」ノ千分ノ一
 - 「マイクロアムペア」 「アムペア」ノ百萬分ノ一
 - 「キロヴォルト」 「ヴォルト」ノ千倍
 - 「ミリヴォルト」 「ヴォルト」ノ千分ノ一
 - 「マイクロヴォルト」 「ヴォルト」ノ百萬分ノ一
 - 「キロワット」 「ワット」ノ千倍

- 「マイクロクローム」 「クローム」ノ百萬分ノ一
 - 「マイクロファラッド」 「ファラッド」ノ百萬分ノ一
 - 「ミリヘンリー」 「ヘンリー」ノ千分ノ一
 - 「マイクロヘンリー」 「ヘンリー」ノ百萬分ノ一
 - 「ワット」時 「ジュール」ノ三千六百倍
 - 「キロワット」時 「ワット」時ノ千倍
- 第二條 不變電流以外ノ場合ニ於ケル電流、電壓
及電力ノ計算方法左ノ如シ
- 一 不變電流以外ノ場合ニ於ケル實効電流ノ不
變電流ニ及實効電壓ノ不變電壓ニ對スル等價
ハ其ノ瞬時値ノ自乗ノ平均ノ平方根ヲ以テ定
ム
 - 二 不變電流「アムペア」ニ相當スル實効電流
ヲ一實効「アムペア」ト稱シ不變電壓「ヴォ
ルト」ニ相當スル實効電壓ヲ一實効「ヴォル
ト」ト稱ス
 - 三 電力ハ其ノ瞬時値ノ平均ヲ以テ定ム
- 第三條 電氣測定法第一條ニ掲ケタル以外ノ電氣
單位左ノ如シ
- 一 電量ハ「クローム」ヲ以テ單位トス
「クロームハ」「アムペア」ノ電流ニ依リ一秒間

電氣測定法第六條ニ依ル
電氣單位ノ標準器仕様細
目ニ關スル件

明治四十三年十二月
逓信省告示第五百三十三號

- ニ輸送サルル電量ヲ謂フ
- 二 電氣容量ハ「ファラッド」ヲ以テ單位トス
「ファラッド」ハ「クローム」ノ電量ニ依リ
一「ヴォルト」ノ電位ニ充電サルル蓄電器ノ電
氣容量ヲ謂フ
 - 三 電氣仕事ハ「ジュール」ヲ以テ單位トス
「ジュール」ハ「アムペア」ノ電流「オーム」
ノ電氣抵抗ヲ有スル導體ヲ通過スルトキ一秒
間ニ爲ス仕事ヲ謂フ
 - 四 電氣誘導ハ「ヘンリー」ヲ以テ單位トス
「ヘンリー」ハ每秒一「アムペア」ノ割合ヲ以テ
變化スル電流ニヨリ一「ヴォルト」ノ電壓ヲ發
生スル電路ノ電氣誘導ヲ謂フ
- 附則
本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一 電氣抵抗單位ノ標準器仕様細目

電氣抵抗ノ標準器ニ使用スル玻璃管ハ可成寸法不變ナル玻璃ヲ以テ製作シ良ク燒鈍シ且眞直ノモノニシテ管ノ孔ハ可成一様ナル圓形ノモノトス
孔ノ切斷面積ハ約一平方「ミリメートル」ニシテ水銀ノ抵抗ハ約一「オーム」トス
各管ハ精密ニ度盛ヲナシ管ノ各部ニ於ケル孔ノ切斷面積ノ不等ニ對スル更正ハ一萬分ノ五ヲ超過セザルモノトス

玻璃管ニ填充スル水銀ハ管ノ兩端ニ接シテ設ケタル平面ニヨリ區劃セラレタルモノト假定ス
管ノ軸ノ長サ 管ニ填充スル水銀ノ質量及其ノ電氣抵抗ハ可成攝氏零度ニ近キ溫度ニ於テ測定シ之ヲ攝氏零度ノ場合ニ換算ス
管ノ各端ニハ電氣測定ノ爲電流用及電壓用ノ接續點ヲ有スル端器ヲ取付ケ其ノ端器ハ球狀(直徑約四「センチメートル」)ニシテ管ト接續スル爲圓筒片ヲ備ヘ管ノ各端ノ外縁ハ球狀端器ノ内面ト一致セシム
水銀ニ接スル導線ハ玻璃内ニ融著セル細キ白金

線ニシテ電流用導線ハ管ノ端ト直徑上正反對ノ位置ニ於テ端器ニ入り又電壓用導線ハ其ノ中央ニ裝置ス
總テノ導線ニハ細キモノヲ用キ之ニ依リ水銀ニ熱ヲ導キ電氣抵抗ノ誤差ヲ生ズル事ナカラシム
電氣抵抗測定ノ場合ニ於ケル管ノ水銀填充ハ質量測定ノ場合ト同一状態ニ於テナス
端器使用ノ爲水銀柱ノ電氣抵抗ニ附加スベキ抵抗ハ左ノ公式ニヨリ計算ス

$$A = \frac{0.80}{10637} \left(\frac{1}{r_1} + \frac{1}{r_2} \right) \text{「オーム」}$$

式中r1及r2ハ管孔端ノ截面ノ半徑ヲ「ミリメートル」ニテ表シタルモノトス

電氣抵抗單位ノ値ヲ定ムルニハ少クモ五本ノ管ニ依リ計算セル抵抗ノ平均値ヲ用フ

各水銀管ト抵抗トヲ比較スルニハ其ノ管ノ水銀填充ヲ測定毎ニ更新シテ三度以上ノ測定ヲナス

第二 電流單位ノ標準器仕様細目

電氣分離ニ使用スル溶液ハ重量ノ割合ニ於テ蒸溜水百ニ對シ硝酸銀十五乃至二十ヲ溶解セルモノニシテ其ノ使用ハ一回ニ限り且銀ノ分離量ヲ

百分ノ三十以上ニ達スル事ナカラシム

「アノード」ハ銀又「カソード」ハ白金ニシテ使用電流ノ密度ハ每平方「センチメートル」ニ付「アノード」ニ在リテハ五分ノ一「アムペア」以下「カソード」ニ在リテハ五十分ノ一「アムペア」以下トス又溶液ハ百立方「センチメートル」以上トス機械的作用ニヨリ「アノード」ヨリ分離セルモノノ「カソード」ニ達スルコトナキ様適當ノ注意ヲナス秤量前「カソード」ハ之ニ附着セル溶液ヲ除キ且之ヲ乾燥ス

第六篇 電氣測定及試験關係

第二類 電氣計器檢定

電氣計器ノ公差檢定及檢定手数料ニ關スル件

(昭和十二年十月勅令第五百八十七號)

電氣計器檢定規則

(昭和十二年十月遞信省令第八十七號)

電氣計器ノ型式承認及檢定申請ニ關スル件

(大正五年一月遞信省令第二號)

公共團體及公益法人ノ試験スル電氣計器ニ關スル件

(昭和十二年十月遞信省令第八十八號)

明治四十四年勅令第二百九十六號第七條第三項ノ電氣計器ノ型式承認及檢定手数料ニ關スル件

(昭和十二年十月遞信省令第八十九號)

電氣計器檢定手数料納付ニ關スル件

(大正十一年六月遞信省令第四十一號)

電氣試験所出張所ニ於テ爲ス電氣計器檢定事務ノ範圍ニ關スル件

大阪出張所

(大正三年三月遞信省告示第九十號)

福岡及福島出張所

(大正十一年六月遞信省告示第千四百四十四號)

名古屋出張所

(昭和十一年一月遞信省告示第二十九號)

廣島出張所

(昭和十二年二月遞信省告示第三百二十三號)

電氣計器ノ試験ヲ行フ公益法人指定ニ關スル件

(大正十二年五月遞信省告示第七百九十六號)

電氣計器ノ試験ヲ行フ公共團體指定ニ關スル件

(大正十三年七月遞信省告示第九百五十二號)

電氣計器檢定規則第十條ノ規定ニ依リ檢定番號ニ冠スル檢定局所略名ノ件

(昭和十二年十月遞信省告示第三千七百七十五號)

電氣計器ノ公差、檢定及 檢定手数料ニ關スル件

明治四十四年十二月 大正五年一月
勅令第二百九十六號 勅令第九號
大正十一年五月 昭和十二年十月
勅令第二百九十八號 勅令第五百八十七號

第一條 電氣計器ノ公差ハ百分ノ四トス

第二條 檢定ヲ行ヒタル電氣計器左ノ各號ニ該當
スルトキハ之ヲ合格トス

- 一 公差ノ四分ノ三ヲ超エザルモノ
- 二 主務大臣ノ承認シタル型式ニ適合スルモノ
- 三 主務大臣ノ定ムル装置及動作ニ關スル規定
ニ適合スルモノ

特別ノ事由アル場合ニ於テハ前項第二號ニ適合
セザル電氣計器ト雖モ特殊ノ試験ヲ行ヒ之ヲ合
格ト爲スコトヲ得

第三條 主務大臣電氣計器ノ型式ヲ承認シタルト
キハ之ヲ告示ス

第四條 檢定ニ合格シタル電氣計器ニハ封印ヲ施
シ檢定票ヲ附ス

第五條 檢定ノ有効期間ハ檢定ニ合格シタル日ヨ
リ始マリ其ノ日ノ屬スル月ノ翌月一日ヨリ起算
シ五年ヲ以テ滿了ス

第六條 電氣計器左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ
於テハ檢定ハ其ノ效力ヲ失フ

- 一 封印ノ破損シタルトキ
- 二 公差ヲ超ユルニ至リタルトキ
- 三 第二條第一項第三號ニ該當セザルニ至リタ
ルトキ

第七條 電氣計器ノ型式承認又ハ檢定ノ申請ヲ爲
ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ

- 一 型式承認ノ申請ヲ爲ストキ
 - 甲 積算電氣計器 一件ニ付 金七十五圓
 - 乙 最大負荷表示器 一件ニ付 金二十圓
 - 丙 計器用變壓器 一件ニ付 金百圓
 - 丁 計器用變流器 一件ニ付 金百圓
- 二 承認シタル型式ノ主要部分ニ非ザル部分ヲ
變更シテ更ニ型式承認ノ申請ヲ爲ストキ
 - 甲 積算電氣計器 一件ニ付 金二十五圓
 - 乙 最大負荷表示器 一件ニ付 金十圓
 - 丙 計器用變壓器 一件ニ付 金三十圓

丁 計器用變流器 一件ニ付 金三十圓

三 第二條第一項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

甲 積算電氣計器

イ 基本手数料 一箇ニ付 金二圓

ロ 電氣計器ノ規定電流及電壓ニ依リ左ノ

手数料ヲ附加ス

規定電流ニ依ル附加手数料

十「アムペア」以下 金一圓

二十「アムペア」以下 金二圓

五十「アムペア」以下 金三圓

百「アムペア」以下 金四圓

三百「アムペア」以下 金六圓

五百「アムペア」以下 金八圓

千「アムペア」以下 金十二圓

二千「アムペア」以下 金十七圓

三千「アムペア」以下 金二十二圓

規定電壓ニ依ル附加手数料

規定電壓三百「ヴォルト」ヲ超過スルモ

ノニ在リテハ千「ヴォルト」以下ヲ増ス

毎ニ金一圓

乙 最大負荷表示器

甲號ノ手数料ノ四分ノ一

四 第二條第二項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

前號ノ手数料ノ二倍

五 承認シタル型式ニ適合スル積算電氣計器ニ

シテ檢定ニ不合格ト爲リタルモノヲ修繕又ハ

調整ヲ爲シタル後更ニ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

百「アムペア」以下 金一圓

千「アムペア」以下 金二圓

三千「アムペア」以下 金四圓

前項ニ掲ゲサル型式承認及檢定ノ申請手数料ハ

前項ノ規定ニ準ジ主務大臣之ヲ定ム

第八條 主務大臣ノ指定シタル公共團體又ハ公益

法人ニ於テ主務大臣ノ定ムル試驗規則ニ依リ行

ヒタル試驗ニ合格シタル電氣計器ノ檢定ニ付テ

ハ試驗ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ電氣計器ノ檢定申請手数料ハ主務大臣ノ

定ムル所ニ依ル

附則

本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前主務大臣ノ告示シタル電氣計器ノ型式

ノ承認ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

ヲ添へ前ニ申請書ヲ提出シタル局所ニ之ヲ提出スベシ

第一項、第二項及前項ノ場合ニ於テ計器用變成器ノ負擔トナルベキ測定器ニシテ電氣ノ取引ニ關係ナキモノヲ有スル電氣計器ニ在リテハ當該測定器ヲモ提出スベシ

第五條 交流積算電力計ノ誤差ノ試験ハ左ノ各號ノ點ニ於テ之ヲ行フ

一 規定電壓、規定周波數及力率一（尙多線式ノモノニ在リテハ平衡負荷）ニ於テ規定電流並ニ其ノ二分ノ一及十分ノ一ノ三點

二 規定電壓、規定電流及規定周波數（尙多線式ノモノニ在リテハ平衡負荷、多相式ノモノニ在リテハ規定相順及逆相順）ニ於テ遲電流ニ於ケル力率二分ノ一ノ點

交流積算電力計以外ノ電氣計器ノ誤差ノ試験ハ前項ニ準ジ之ヲ行フ

第六條 交流積算電力計ノ動作ハ左ノ各號ニ適合スルモノタルベシ

一 規定電壓、規定周波數及力率一（尙多線式ノモノニ在リテハ平衡負荷）ニ於テ規定電流

ノ百分ノ二以下ノ電流ヲ以テ始動スルコト
二 規定電壓ニ其ノ百分ノ四ヲ加ヘタル電壓及規定周波數ニ於テ潛動ナキコト
三 計量裝置ハ其ノ動作完全ナルコト
交流積算電力計以外ノ電氣計器ノ動作ハ前項ニ準ズルモノタルベシ

第七條 電氣計器ハ其ノ外函其ノ他適當ノ箇所ニ左ノ事項ヲ表示シタルモノタルベシ

一 計器

(イ) 名稱及型ノ記號

(ロ) 製造者名

(ハ) 型式番號

(ニ) 製造番號

(ホ) 使用回路ノ種類別、直流、交流ノ相及線式

(ニ) 計器固有ノ定格電壓、電流及周波數

(チ) 電線接續圖

變成器附電氣計器ニ在リテハ(イ)乃至(ト)ニ掲ゲ

ル事項ノ外當該變成器ノ名稱、製造番號、變成比一次及二次ノ定格値ヲ以テ表シタル値及綜合電線接續圖ヲ表示スベシ

二 計器用變成器

(イ) 前號(イ)乃至(ニ)ニ掲グル事項(イ)ノ型ノ記號ヲ除ク

(ハ) 變成比一次及二次ノ定格値ヲ以テ表シタル値

(ロ) 定格周波數

(ニ) 負擔トナルベキ測定器ニシテ電氣ノ取引ニ關係ナキモノノ名稱及番號

第八條 電氣計器ハ鉛ヲ以テ封印シ得ル構造ヲ有シ且封印ヲ剝離セスシテ電路ニ接續シ得ル様裝置シタルモノタルベシ

電氣計器ノ計量盤ハ讀ミ易キ構造ト爲シ且指示ノ單位ヲ明記シ必要アル場合ニ於テハ乘率整數ト爲スヲモ明記シタルモノタルベシ

積算電力計ノ端子ハ附圖ニ示ス記號ヲ附シタルモノタルベシ

計器用變成器ノ一次側及二次側ノ端子ハ減極性ニ從ヒ配置シ之ニ極性ヲ示ス記號ヲ附シ且二次側端子ハ附圖ニ示ス記號ヲ附シタルモノタルベシ

第九條 檢定ニ合格シタル電氣計器ニ施スベキ封印ノ雛形ハ左ノ如シ

表面 裏面



直徑 約十耗

第十條 檢定ニ合格シタル電氣計器ニ附スベキ檢定票ノ雛形ハ左ノ如シ

表面

裏面



長サ 約三十耗・幅 約十耗
(輪廓内ノ數字ハ) 檢定ノ有効期間満了ノ年月日ヲ表ス
(輪廓内ノ數字ハ) 檢定番號ヲ表シ檢定番號ニハ別ニ告示スル檢定局所略名ヲ冠ス

第十一條 電氣ヲ供給スル者ハ現ニ電氣ノ取引ニ使用スル電氣計器ノ名稱、製造者名、定格、檢

定番號、檢定ノ有效期間滿了ノ日及使用場所ヲ記載シタル帳簿ヲ備フベシ

第十二條 電氣ヲ供給スル者ハ毎年三月三十一日現在ニ於テ其ノ供給スル電氣ノ取引ニ使用スル電氣計器ノ箇數ヲ第七號書式ニ依リ四月三十日迄ニ遞信大臣ニ届出ツベシ

第十三條 電氣計器ノ檢定ハ申請ニ依リ電氣計器所在地ニ於テ之ヲ行フコトアルベシ

前項ノ場合ニ於テハ申請者ハ第五條及第六條ノ試験ヲ行フニ必要ナル設備ヲ爲シ且檢定ニ要スル費用ヲ負擔スベシ

第十四條 第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附則

第十五條 本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 本令施行前檢定ニ合格シタル電氣計器ノ裝置及動作ニ關シテハ第六條乃至第八條ノ規定ニ拘ラズ當該電氣計器ノ檢定有效期間中仍従前ノ例ニ依ル

第十七條 本令施行前檢定ニ合格シタル電氣計器

ニ附屬スル計器用變成器ニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ五年間、其ノ他ノ計器用變成器ニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ三年間ヲ限り其ノ型式ノ假承認ヲ受クルコトヲ得

型式ノ假承認ニハ有效期間ヲ附ス

第一條及第二條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(第一號書式 用紙ノ大サ 日本標準規格B列四番型)

收入 計器型式承認申請書 貼附シタル收入印紙ノ額 金何圓

- 一 計器ノ名稱 積算電力計、積算電量計、最大負荷表示器等ノ別
 - 二 型名及型ノ記號 誘導型、電動機型等ノ別及製造者ノ型ノ記號
 - 三 製造者名 輸入品又ハ移入品ニ在リテハ輸入者名又ハ移入者名ヲ附記スベシ
 - 四 製造番號
 - 五 使用回路ノ種類 直流、交流ノ別、單相、三相等ノ別及二線式、三線式等ノ別
 - 六 定 格 電壓、電流及周波數
 - 七 計器定數
- 右電氣計器檢定規則第一條ニ依リ計器型式ノ承認ヲ申請候也
- 年 月 日 住所 申請者名(印)

遞信大臣宛

(第二號書式 用紙ノ大サ 日本標準規格B列四番型)

收入 計器用變成器型式承認申請書 貼附シタル收入印紙ノ額 金何圓

- 一 變成器ノ名稱 計器用變壓器、計器用變流器ノ別
 - 二 型名及型ノ記號 乾心型、油入型等ノ別及製造者ノ型ノ記號
 - 三 製造者名 輸入品又ハ移入品ニ在リテハ輸入者名又ハ移入者名ヲ附記スベシ
 - 四 製造番號
 - 五 使用回路ノ種類 單相、三相等ノ別及二線式、三線式等ノ別
 - 六 定 格 一次及二次ノ電壓又ハ電流、負擔、周波數、最高回路電壓(計器用變流器ニ限ル)
- 右電氣計器檢定規則第一條ニ依リ計器用變成器型式ノ承認ヲ申請候也
- 年 月 日 住所 申請者名(印)

遞信大臣宛

(第三號書式) 用紙ノ大サ 日本標準規格B列四番型

計器型式追加承認申請書 貼附シタル収入印紙ノ額 金何圓

- 一 計器ノ名稱 積算電力計、積算電量計、最大負荷表示器等ノ別
 - 二 型名及型ノ記號 誘導型、電動機型等ノ別及製造者ノ型ノ記號
 - 三 製造者名 輸入品又ハ移入品ニ在リテハ輸入者名又ハ移入者名ヲ附記スベシ
 - 四 製造番號
 - 五 型式承認ノ年月日及番號
 - 六 使用回路ノ種類 直流、交流ノ別、單相、三相等ノ別及二線式、三線式等ノ別
 - 七 定格 電壓、電流及周波數
 - 八 計器定數
 - 九 變更事項
- 右電氣計器檢定規則第三條ニ依リ計器型式ノ追加承認ヲ申請候也
- 年 月 日 住所 申請者名印
- 遞信大臣宛

(第四號書式) 用紙ノ大サ 日本標準規格B列四番型

計器用變成器型式追加承認申請書 貼附シタル収入印紙ノ額 金何圓

- 一 變成器ノ名稱 計器用變壓器、計器用變流器ノ別
 - 二 型名及型ノ記號 乾心型、油入型等ノ別及製造者ノ型ノ記號
 - 三 製造者名 輸入品又ハ移入品ニ在リテハ輸入者名又ハ移入者名ヲ附記スベシ
 - 四 製造番號
 - 五 型式承認ノ年月日及番號
 - 六 使用回路ノ種類 單相、三相等ノ別及二線式、三線式等ノ別
 - 七 定格 一次及二次ノ電壓又ハ電流、負擔、周波數、最高回路電壓(計器用變流器ニ限ル)
 - 八 變更事項
- 右電氣計器檢定規則第三條ニ依リ計器用變成器型式ノ追加承認ヲ申請候也
- 年 月 日 住所 申請者名印
- 遞信大臣宛

第五號書式 (用紙ノ大サ) 日本標準規格B列四番型

電氣計器檢定申請書

電氣計器檢定規則第四條第一項ニ依リ下記電氣計器ノ檢定ヲ申請候也

年 月 日 住所 申請者名印

遞信大臣宛

貼附シタル収入印紙ノ額 金何圓何錢

収入印紙		
名稱及型ノ記號	積算電力計、積算電量計、最大負荷表示器等ノ別及製造者ノ型ノ記號	
製造者名		
型式番號		
製造番號		
使用回路ノ種類	流相線式	
定(一次側ノ格)	電 壓	V
	電 流	A
	周 波 數	~
計變器壓	製造者名	
	型式番號	
	製造番號	
用器	變 壓 比	一次及二次ノ定格値ヲ以テ表シタル値
計變器流	製造者名	
	型式番號	
	製造番號	
用器	變 流 比	一次及二次ノ定格値ヲ以テ表シタル値
計器定數(計器固有ノ值)		
筒 數		
一筒ノ手數料		金何圓何錢
手 數 料		金何圓何錢
備考	計器用變成器ノ負擔トナルベキ測定器ニシテ電氣ノ取引ニ關係ナキモノノ名稱及番號其ノ他	

電氣計器箇數調								
使用地府縣名 又ハ製造者名		昭和 年三月三十一日現在			住所			
有効期間満了ノ年度					氏 名 印			
電 氣 方 式	單 相 交 流 サイクル			三 相 交 流 サイクル			直 流	計
	電 壓	低 壓	高 壓	特 高	低 壓	高 壓		
電 流	10 A 以下							
	20 A 以下							
	50 A 以下							
	100 A 以下							
	300 A 以下							
	500 A 以下							
	1,000 A 以下							
	2,000 A 以下							
	3,000 A 以下							
	5,000 A 以下							
	7,000 A 以下							
	10,000 A 以下							
	計							

第七號書式
本書式ハ有効期間満了ノ年度（四月ヨリ翌年三月ニ至ル）毎ニ使用地府縣名別及製造者名別ニ就キ別紙ニ之ヲ
調製スベシ

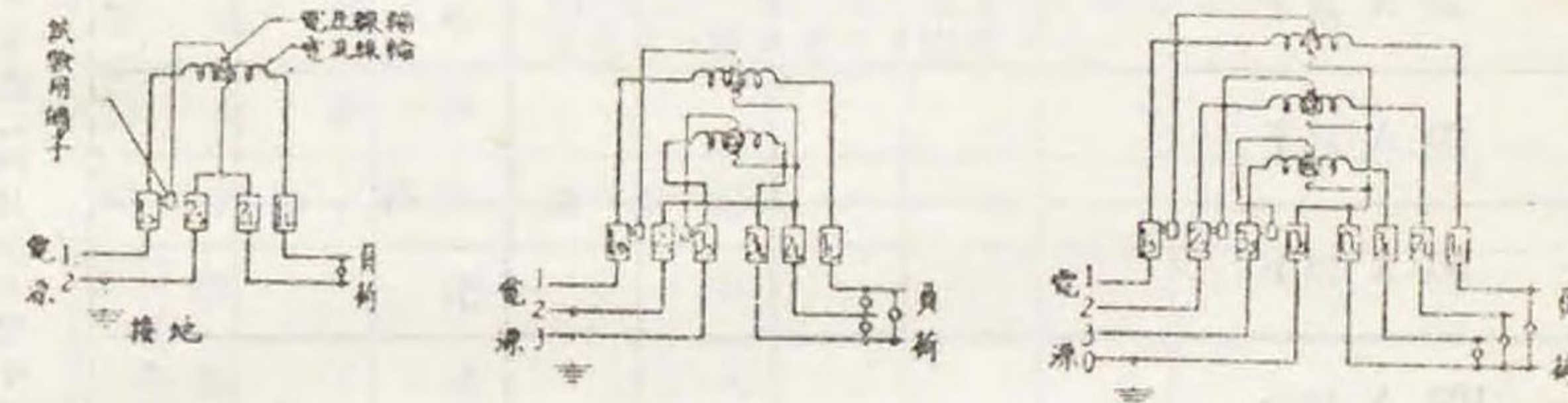
電氣計器特殊試験檢定申請書		
電氣計器檢定規則第四條第二項ニ依リ下記電氣計器ノ特殊試験檢定ヲ申請 候也		
年 月 日	住 所	
逓 信 大 臣 宛	申 請 者 名 印	
收 入 印 紙	貼附シタル収入印紙ノ額 金何圓何錢	
型式承認ヲ受クル コト能ハザル事由		
名 稱 及 型 ノ 記 號	積算電力計、積算電量計、最大負荷 表示器等ノ別及製造者ノ型ノ記號	
製 造 者 名	輸入品又ハ移入品ニ在リテハ輸入 者名又ハ移入者名ヲ附記スベシ	
製 造 番 號		
使用回路ノ種類	流 相 線 式	
定 格 (一 次 側 ノ 値)	電 壓	V
	電 流	A
	周 波 數	~
計 變 器 壓 用 器	製 造 者 名	輸入品又ハ移入品ニ在リテハ輸入 者名又ハ移入者名ヲ附記スベシ
	製 造 番 號	
計 變 器 流 用 器	變 壓 比	一次及二次ノ定格値 ヲ以テ表シタル値
	製 造 者 名	輸入品又ハ移入品ニ在リテハ輸入 者名又ハ移入者名ヲ附記スベシ
計 變 器 流 用 器	製 造 番 號	
	變 流 比	一次及二次ノ定格値 ヲ以テ表シタル値
計 器 定 數 (計 器 固 有 ノ 値)		
箇 數		
一 箇 ノ 手 數 料	金何圓何錢	
手 數 料	金何圓何錢	
備 考	計器用變成器ノ負擔トナルベキ測定器ニシ テ電氣ノ取引ニ關係ナキモノノ名稱及符號 其ノ他	

第六號書式 (用紙ノ大サ 日本標準規格B列四番型)

積算電力計ノ端子記號

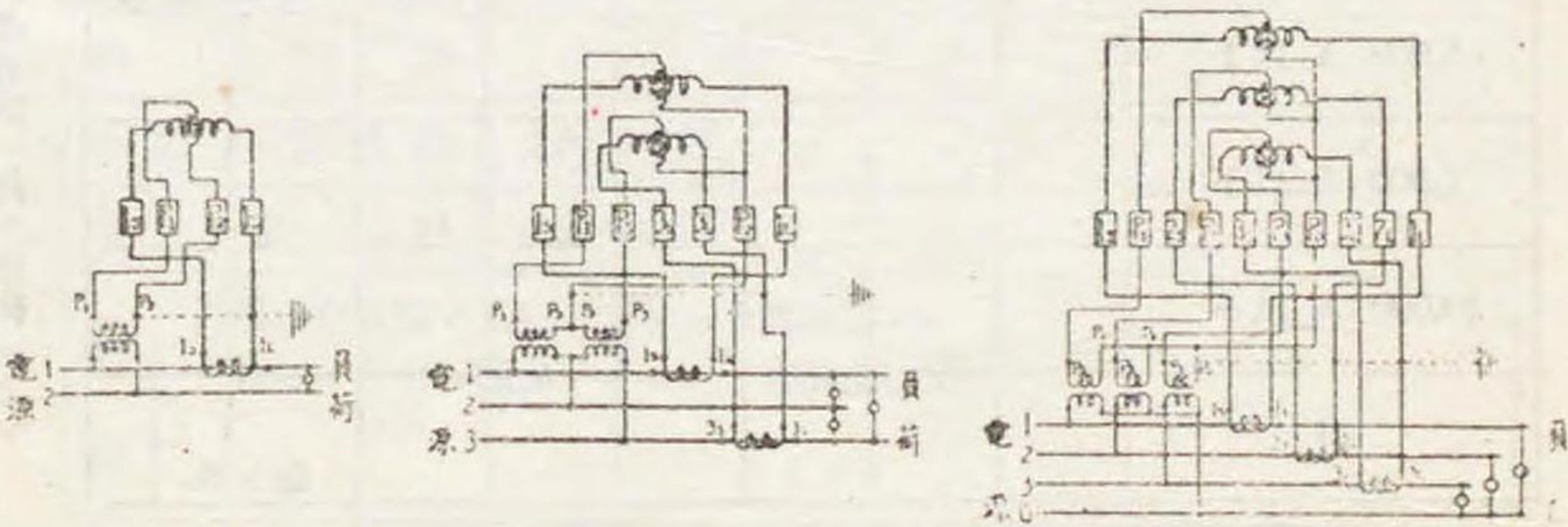
計器ノ場合

- (I) 直流及單相二線式
- (II) 交流及單相三線式(2+中性線+ス)
二相三線式(2+共通線+ス)
三相三線式(1,2,3+相順+線+ス)
- (III) 三相四線式
(1,2,3+相順+0+中性線+線+ス)



計器用変成器ノ附屬セル場合

- (I) 單相二線式
- (II) 單相二相及三相三線式
- (III) 三相四線式



電氣計器ノ型式承認及檢定申請ニ關スル件

大正五年一月
逓信省令第二號

第一條

規定電流三千「アムペア」ヲ超過スル積算電氣計器又ハ最大負荷表示器ノ檢定ノ申請ヲ爲ス場合ノ手數料ハ左ノ區別ニ依ル

一 明治四十四年勅令第二百九十六號第二條第一項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

甲 積算電氣計器

- (イ) 基本手數料 一箇ニ付 金二圓
- (ロ) 電氣計器ノ規定電流及電壓ニ依リ左ノ手數料ヲ附加ス
- 規定電流ニ依ル附加手數料
- 五千「アムペア」以下 金三十圓
- 七千「アムペア」以下 金三十八圓
- 一萬「アムペア」以下 金五十圓
- 規定電壓ニ依ル附加手數料
- 規定電壓三百「ヴォルト」ヲ超過スルモノニ

在リテハ千「ヴォルト」以下ヲ増ス毎ニ

金 一圓

乙 最大負荷表示器

甲ノ手數料ノ四分ノ一

二 同勅令第二條第二項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

前號ノ手數料ノ二倍

第二條 指示電力計、力率計、電流計又ハ電壓計ノ型式承認又ハ檢定ノ申請ヲ爲ス場合ノ手數料ハ左ノ區別ニ依ル

一 型式承認ノ申請ヲ爲ストキ

- 甲 指示電力計、力率計 一件ニ付 金四十圓
- 乙 電流計、電壓計 一件ニ付 金二十圓
- 二 承認シタル型式ノ主要部分ニ非ザル部分ヲ變更シテ更ニ型式承認ノ申請ヲ爲ストキ
- 甲 指示電力計、力率計 一件ニ付 金十五圓
- 乙 電流計、電壓計 一件ニ付 金十圓
- 三 明治四十四年勅令第二百九十六號第二條第

一項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

甲 指示電力計、力率計

同勅令第七條第一項第三號甲又ハ前條第一

號甲ノ手數料ノ二分ノ一

乙 電流計

甲ノ手數料ノ二分ノ一

丙 電壓計

(イ) 基本手數料 一箇ニ付 金五十錢

(ロ) 電氣計器ノ規定電壓ニ依リ左ノ手數

料ヲ附加ス

三百「ヴォルト」以下

金五十錢

三百「ヴォルト」ヲ超過スルモノニ在リテ

ハ千「ヴォルト」以下ヲ増ス毎ニ

金五十錢

四 同勅令第二條第二項ノ檢定ノ申請ヲ爲スト

キ 前號ノ手數料ノ二倍

第三條 檢定ノ申請ヲ爲シタル電氣計器ニシテ不

合格ト爲リタルモノヲ修繕又ハ調整ヲ爲シタル

後更ニ檢定ノ申請ヲ爲ス場合ノ手數料ハ左ノ區

別ニ依ル

甲 積算電氣計器

(イ) 規定電流三千「アムペア」ヲ超過スルモ

ノ

六千「アムペア」以下 金 六圓

一萬「アムペア」以下 金 八圓

(ロ) 規定電流三千「アムペア」以下ノモノニ

シテ明治四十四年勅令第二百九十六號第二

條第二項ノ檢定ノ申請ヲ爲シタルモノ同勅

令第七條第一項第五號ノ手數料ト同額

乙 最大負荷表示器、指示電力計、力率計、

電流計

(イ) 規定電流三千「アムペア」以下ノモノ

同勅令第七條第一項第五號ノ手數料ノ二

分ノ一

(ロ) 規定電流三千「アムペア」ヲ超過スルモ

ノ 甲(イ)ノ手數料ノ二分ノ一

丙 電壓計

千「ヴォルト」以下

金五十錢

千「ヴォルト」ヲ超過スルモノニ在リテハ三

千「ヴォルト」以下ヲ増ス毎ニ 金五十錢

第四條

規定電流三千「アムペア」ヲ超過スル積算

電氣計器ニシテ檢定有効期間内ニ於テ再封印ノ

申請ヲ爲シ又ハ明治四十四年勅令第二百九十六

號第四條ノ二ニ依リ假封印解除ノ申請ヲ爲ス場

合ノ手數料ハ前條甲(イ)ノ手數料ト同額トス

附則

明治四十五年七月遞信省令第三十八號及大正三年

三月遞信省令第五號ハ之ヲ廢止ス

本令ハ大正五年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

公共團體及公益法人ノ試験スル電氣計器ニ關スル件

昭和十二年十月
逓信省令第八十八號

第一條 明治四十四年勅令第二百九十六號第八條ノ規定ニ依リ逓信大臣ノ指定シタル公共團體又ハ公益法人ニ於テ行フ電氣計器ノ試験及其ノ檢定申請ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 電氣計器ノ誤差ノ試験ニ付テハ電氣計器檢定規則第五條ノ規定ヲ準用ス

第三條 試験ヲ行ヒタル電氣計器左ノ各號ニ該當スルトキハ之ヲ合格トス

- 一 公差ノ四分ノ三ヲ超エザルモノ
- 二 逓信大臣ノ承認シタル型式ニ適合スルモノ
- 三 電氣計器檢定規則第六條乃至第八條ニ定ムル規準ニ適合スルモノ

第四條 前條ノ規定ニ依リ試験ニ合格シタル電氣計器ノ檢定申請ハ試験ヲ行ヒタル公共團體又ハ公益法人ニ於テ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テハ申請書^{甲號}ニ試験成績表ヲ添ヘ電氣試験所又ハ

電氣試験所出張所ニ之ヲ提出スベシ
電氣試験所又ハ電氣試験所出張所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請ニ係ル電氣計器ヲ提出セシムルコトアルベシ

第五條 前條第一項ノ場合ニ於テハ電氣計器一箇ニ付手数料一圓ヲ納付スベシ

前條第一項ノ檢定申請ヲ爲シタル電氣計器ニシテ不合格トナリタルモノニ付更ニ同規定ノ檢定申請ヲ爲サントスルトキハ電氣計器一箇ニ付手数料二十錢ヲ納付スベシ

附則

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

電氣計器檢定申請書

公共團體及公益法人ノ試験スル電氣計器ニ關スル件第四條ニ依リ下記電氣計器ノ檢定ヲ申請候也

逓 信 大 臣 宛
年 月 日

申 請 者 名 ①

貼附シタル收入印紙ノ額 金何圓何錢

收 入 印 紙

電氣計器ノ名稱

積算電力計、積算電量計、
最大負荷表示器等ノ別

試験合格番號

箇 數

試験依頼者別箇數内譯

備 考

六篇二類 電氣計器檢定關係

甲號書式(用紙ノ大サ 日本標準規格B列四番型)
六三一

明治四十四年勅令第二百九十六號第七條第三項ノ電氣計器ノ型式承認及檢定手数料ニ關スル件

大正五年一月
逓信省令第二號
昭和十二年十月
逓信省令第八十九號

第一條

規定電流三千「アムペア」ヲ超過スル積算電氣計器又ハ最大負荷表示器ノ檢定ノ申請ヲ爲ス場合ノ手数料ハ左ノ區別ニ依ル

一 明治四十四年勅令第二百九十六號第二條第一項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

甲 積算電氣計器

(イ) 基本手数料 一箇ニ付 金 二圓

(ロ) 電氣計器ノ規定電流及電壓ニ依リ左ノ手数料ヲ附加ス

規定電流ニ依ル附加手数料

五千「アムペア」以下

七千「アムペア」以下

一萬「アムペア」以下

金三十圓
金三十八圓
金五十圓

第二條

指示電力計、力率計、電流計又ハ電壓計ノ型式承認又ハ檢定ノ申請ヲ爲ス場合ノ手数料ハ左ノ區別ニ依ル

一 型式承認ノ申請ヲ爲ストキ

甲 指示電力計、力率計

一件ニ付 金四十圓

乙 電流計、電壓計 一件ニ付 金二十圓

二 承認シタル型式ノ主要部分ニ非ザル部分ヲ變更シテ更ニ型式承認ノ申請ヲ爲ストキ

甲 指示電力計、力率計

一件ニ付 金十五圓

乙 電流計、電壓計 一件ニ付 金十圓

規定電壓ニ依ル附加手数料

規定電壓三百「ヴォルト」ヲ超過スルモノニ在リテハ千「ヴォルト」以下ヲ増ス毎ニ

金 一圓

乙 最大負荷表示器

甲ノ手数料ノ四分ノ一

二 同勅令第二條第二項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

前號ノ手数料ノ二倍

三 明治四十四年勅令第二百九十六號第二條第一項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

甲 指示電力計、力率計

同勅令第七條第一項第三號甲又ハ前條第一號甲ノ手数料ノ二分ノ一

乙 電流計

甲ノ手数料ノ二分ノ一

丙 電壓計

(イ) 基本手数料 一箇ニ付 金五十錢

(ロ) 電氣計器ノ規定電壓ニ依リ左ノ手数料ヲ附加ス

三百「ヴォルト」以下

三百「ヴォルト」ヲ超過スルモノニ在リテ

ハ千「ヴォルト」以下ヲ増ス毎ニ

金五十錢

四 同勅令第二條第二項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

前號ノ手数料ノ二倍

第三條

檢定ノ申請ヲ爲シタル電氣計器ニシテ不合格ト爲リタルモノヲ修繕又ハ調整ヲ爲シタル後更ニ檢定ノ申請ヲ爲ス場合ノ手数料ハ左ノ區別ニ依ル

別ニ依ル

甲 積算電氣計器

(イ) 規定電流三千「アムペア」ヲ超過スルモノ

六千「アムペア」以下

一萬「アムペア」以下

(ロ) 規定電流三千「アムペア」以下ノモノニシテ明治四十四年勅令第二百九十六號第二條第二項ノ檢定ノ申請ヲ爲シタルモノ

同勅令第七條第一項第五號ノ手数料ト同額

乙 最大負荷表示器、指示電力計、力率計、電流計

(イ) 規定電流三千「アムペア」以下ノモノ

同勅令第七條第一項第五號ノ手数料ノ二分ノ一

(ロ) 規定電流三千「アムペア」ヲ超過スルモノ

甲(イ)ノ手数料ノ二分ノ一

丙 電壓計

同勅令第七條第一項第五號ノ手数料ノ二分ノ一

乙 電流計

同勅令第七條第一項第五號ノ手数料ノ二分ノ一

丙 電壓計

同勅令第七條第一項第五號ノ手数料ノ二分ノ一

甲(イ)ノ手数料ノ二分ノ一

乙 電流計

同勅令第七條第一項第五號ノ手数料ノ二分ノ一

千「ヴォルト」以下 金五十錢
千「ヴォルト」ヲ超過スルモノニ在リテハ
三千「ヴォルト」以下ヲ増ス毎ニ 金五十錢

附則

明治四十五年^七逓信省令第三十八號大正三年^三逓信省令第五號ハ之ヲ廢止ス

本令ハ大正五年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

電氣計器檢定手数料納付
ニ關スル件

大正十一年六月
逓信省令第四十一號

電氣計器檢定手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

電氣試驗所出張所ニ於テ
爲ス電氣計器檢定事務ノ
範圍ニ關スル件

大阪出張所

大正三年三月
逓信省告示第九十號

大正三年四月一日ヨリ（逓信省電氣局）大阪出張所ニ於テ左記ノ電氣計器ニ對シ電氣測定法第七條ニ依ル電氣計器檢定事務ヲ開始ス
型式承認ヲ經タル電氣計器ニシテ直流ニ在リテハ電壓六百「ヴォルト」以下電流三百「アムペア」以下ノモノ、交流ニ在リテハ電壓五千「ヴォルト」以下電流三百「アムペア」以下周波數二十「サイクル」乃至六十「サイクル」ノモノ

福岡及福島出張所

大正十一年六月
逓信省告示第千四百四十四號

本日ヨリ左ノ電氣試驗所出張所ニ於テ電氣測定法

第七條ニ依ル電氣計器ノ檢定事務ヲ開始ス但シ電氣計器ハ型式承認ヲ經タルモノニシテ直流ニアリテハ電壓三百「ヴォルト」以下電流三百「アムペア」以下ノモノ交流ニアリテハ電壓五千「ヴォルト」以下電流三百「アムペア」以下ニシテ周波數五十乃至六十「サイクル」ノモノニ限ル

大正十一年六月十九日

大臣名

名 稱 位 置

電氣試驗所福岡出張所 福岡市大字庄字中ノ坪
電氣試驗所福島出張所 福島市大字森合字狐塚

名古屋出張所

昭和十一年一月
逓信省告示第二十九號

沿革 昭和十二年二月逓信省告示第三百二十二號改正

昭和十一年一月十五日ヨリ電氣試驗所名古屋出張所（名古屋市東區東大曾根町東一丁目一千一百二番地所在）ニ於テ電氣測定法第七條ノ規定ニ依ル檢定事務ヲ開始ス但シ電氣計器ハ型式承認ヲ經タル

六篇二類 電氣試驗所出張所ニ於テ爲ス電氣計器檢定事務ノ範圍ニ關スル件 六三六

ルモノニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル
一 直流ノ電氣計器ニシテ電壓三百「ヴォルト」
以下及電流三百「アムペア」以下ノモノ又ハ
交流ノ電氣計器ニシテ電壓三萬五千「ヴォル
ト」以下、電流千「アンペア」以下及周波數
五十乃至六十「サイクル」ノモノ
二 電氣計器檢定規則第四條第四項ノ規定ニ依
リ檢定ヲ受クル電氣計器ニシテ其ノ附屬變成
器ノ容量ガ前號ノ範圍ヲ超過スルモノ其ノ計器
ノミニノ容量ガ前號ノ範圍内ナルモノ

廣島出張所

昭和十二年二月
逓信省告示第三百二十三號

沿革 昭和十二年十二月逓信省告示第四百五十二號改正

昭和十二年二月十五日ヨリ電氣試驗所廣島出張所
(廣島市三條本町一丁目七百四十五番地所在)ニ
於テ電氣測定法第七條ノ規定ニ依リ檢定事務ヲ開
始ス但シ電氣計器ハ型式承認ヲ經タルモノニシテ
左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル
一 直流ノ電氣計器ニシテ電壓三百「ヴォルト」
以下及電流三百「アムペア」以下ノモノ又ハ

交流ノ電氣計器ニシテ電壓三萬五千「ヴォル
ト」以下、電流千「アムペア」以下及周波數
五十乃至六十「サイクル」ノモノ
二 電氣計器檢定規則第四條第四項ノ規定ニ依
リ檢定ヲ受クル電氣計器ニシテ其ノ附屬變成
器ノ容量ガ前號ノ範圍ヲ超過スルモノ其ノ計器
ノミニノ容量ガ前號ノ範圍内ナルモノ

電氣計器ノ試験ヲ行フ公
益法人指定ニ關スル件

大正十二年五月
逓信省告示第七百九十六號

社團法人電氣協會

右明治四十四年勅令第二百九十六號ニ依ル電氣
計器ノ試験ヲ行フ公益法人タルコトヲ指定ス
大正十二年五月二日

大臣名

電氣計器ノ試験ヲ行フ公
共團體指定ニ關スル件

大正十三年七月
逓信省告示第九百五十二號

大正十三年四月七日業第四百號ヲ以テ東京市ニ對
シ明治四十四年勅令第二百九十六號第八條ニ依ル
電氣計器ノ試験ヲ行フ公共團體タルコトヲ指定セ
リ

大正十三年七月一日

大臣名

電氣計器檢定規則第十條
ノ規定ニ依リ檢定番號ニ
冠スル檢定局所略名ノ件

昭和十二年十月
逓信省告示第三百七十五號

電氣計器檢定規則第十條ノ規定ニ依リ檢定番號ニ
冠スル檢定局所略名ノ如シ

六篇二類 電氣計器檢定規則第十條ノ規定ニ依リ檢定番號ニ冠スル檢定
局所略名ノ件

六三七

六篇二類 電氣計器檢定規則第十條ノ規定ニ依リ檢定番號ニ冠スル檢定局所略名ノ件

檢定局所名	檢定局所略名	摘 要
電 氣 試 驗 所	「電」市「又」東	「市」ハ東京市電氣研究所、「東」ハ社團法人電氣協會電氣計器東京試験所ノ試験ヲ經タルモノニ冠ス
電氣試験所大阪出張所	「大」又「西」	「西」ハ社團法人電氣協會電氣計器大阪試験所ノ試験ヲ經タルモノニ冠ス
同 福岡出張所	「岡」又「九」	「九」ハ社團法人電氣協會電氣計器福岡試験所ノ試験ヲ經タルモノニ冠ス
同 福島出張所	「島」	
同 名古屋出張所	「名」	
同 廣島出張所	「廣」	

第六篇 電氣測定及試験關係

第三類 電氣用品試験

電氣用品試験規則 (昭和四年七月遞信省令第二十八號改正)

電氣用品試験規則

大正五年九月 (一)大正七年六月
省令第五十號 省令第三十九號改正
(2)大正十一年八月 (3)大正十二年十二月
省令第五十號改正 省令第百號改正
(4)昭和二年九月 (5)昭和四年七月
省令第三十八號改正 省令第二十八號改正

第一條 本令ニ依リ試験ヲ爲スベキ物品ノ種類試験ノ種別試験事項及拔検査試験ノ拔取率ハ別表ノ定ムル所ニ依ル但シ別表所定以外ノ電氣用品ノ試験ニ在リテモ事務ノ都合ニ依リ之ガ依頼ニ應ズルコトアルベシ

第二條 電氣用品ノ試験ヲ依頼セムトスル者ハ依頼書(第一號書式)ニ試験品ヲ添ヘ電氣試験所ニ提出スベシ(一)
型式試験、品位試験、追加型式試験又ハ追加品位試験ノ依頼ヲ爲ストキ其ノ他依頼者ニ於テ必要ト認メタルトキハ前項ノ試験品ニ説明書ヲ添付スベシ
電氣試験所ニ於テ必要ト認メタルトキハ試験品ヲ追加提出セシムルコトアルベシ(一)

第三條 試験依頼者ハ別表ノ區別ニ依リ收入印紙ヲ以テ試験手数料ヲ納付スベシ

特殊ノ品質構造ヲ有スルモノ又ハ試験手数料ノ規定無キモノノ試験手数料ハ別表ニ準ジ其ノ都度之ヲ定ム其ノ豫メ手数料ヲ定メ難キモノニ在リテハ試験終了後之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ試験終了後指定ノ料金ヲ納付スベキ旨依頼書ニ記入セシム

第四條 型式又ハ品位試験ノ依頼アリタル場合ニ於テ試験ノ成績別ニ定ムル規準ニ適合スルトキハ依頼者ニ證明書第二號書式ヲ交付ス
前項ノ證明ハ製品ノ実績ニ依リ之ヲ取消スコトアルベシ

第五條 證明ヲ經タル型式又ハ品位ノ一部分ヲ變更スル場合ト雖モ其ノ變更ガ型式又ハ品位ノ主要部分ニ非ズト認ムルモノニ限り依頼ニ依リ追加證明書(第三號書式)ヲ交付ス

第六條 型式又ハ品位ノ證明ヲ經タル物品ニ付普通試験又ハ拔検査試験ノ依頼アリタル場合ニ於テ試験ノ成績別ニ定ムル規準ニ適合スルトキハ依頼者ニ合格證明書(第四號書式)ヲ交付シ其ノ

物品ニ左記雛形ニ依ル紙製ノ合格票ヲ貼付ス電氣標準器、測定器其ノ他容易ニ封印ヲ爲シ得ル物品ニ在リテハ合格票ヲ貼付スルノ外左記雛形ニ依ル封蠟若ハ鉛封印ヲ施ス(1)(5)

合格票

封蠟又ハ鉛封印



前項ノ物品ノ普通試驗若ハ拔検査試驗成績所定ノ規準ニ適合セザルトキ又ハ普通試驗若ハ拔検査試驗以外ノ試驗依頼アリタル場合ニ於テハ依頼者ニ試驗成績書(第五號ノ一書式)ヲ交付ス

第七條 型式又ハ品位ノ證明ヲ經ザル物品ニ付普通試驗又ハ拔検査試驗ノ依頼アリタル場合ニ於テ試驗ノ成績別ニ定ル規準ニ適合スルトキハ依頼者ニ試驗成績書(第五號ノ一書式)ヲ交付ス

頼者ニ試驗成績書(第五號ノ二書式)ヲ交付シ其ノ物品ニ左記雛形ニ依ル紙製ノ試驗票ヲ貼付ス(1)(5)

試驗票

年 月 號
第 電氣試驗所

一 拔検査試驗ノ場合ニ於テハ「拔検査」ト記載ス

二 試驗票ノ寸法ハ貼付スベキ物品ノ大小ニ依リ左記ノ四種トス

第一種 一・五糎平方

第二種 三・〇糎平方

第三種 四・五糎平方

第四種 六・〇糎平方

前項ノ物品ノ普通試驗若ハ拔検査試驗ノ成績所定ノ規準ニ適合セザルトキ又ハ普通試驗若ハ拔検査試驗以外ノ試驗依頼アリタルキハ依頼者ニ試驗成績書(第五號ノ一書式)ヲ交付ス

第八條 拔検査試驗ヲ行ヒ其ノ成績所定ノ規準ニ

適合セザルトキト雖モ不適合ノ程度著シカラズト認メタルモノニ限り依頼ニ依リ更ニ所定數量ヲ拔取り試驗ヲ行フコトアルベシ此ノ場合ニ於テハ依頼書(第六號書式)ヲ提出シ更ニ規定ノ試驗手数料ヲ納付スベシ

第九條 特ニ急速ニ試驗ノ施行ヲ必要トシ依頼書ニ其ノ旨記載シテ提出スル者アルトキハ事務ノ都合ニ依リ之ニ應スルコトアルベシ此ノ場合ニ於ケル試驗手数料ハ規定手数料ノ倍額トス

第十條 試驗依頼者型式若ハ品位證明書、型式若ハ品位追加證明書、合格證明書又ハ試驗成績書ノ複本ヲ請求セムトスルトキハ手数料トシテ一通ニ付金二十五錢ニ相當スル收入印紙ヲ貼付シ申請書(第七號書式)ヲ提出スベシ

第十一條 試驗品ノ試驗中ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ對シテハ賠償ノ責ニ任セズ

第十二條 試驗ノ爲職員ノ出張ヲ申請スル者ハ試驗ヲ行フニ必要ナル費用ヲ負擔スベシ

第十三條 型式若ハ品位證明書、型式若ハ品位追加證明書、合格證明書又ハ第七條第一項ニ依ル試驗成績書ノ交付ヲ受ケタル物品ノ外凡ソ物品

ノ廣告、揭示又ハ其ノ現品、容器、包紙等ニ電氣試驗所ノ試驗済又ハ之ニ類似スル文字ヲ記入スルコトヲ得ズ(1)

本令ニ依ル試驗ヲ經タルコトヲ表示スルトキハ試驗ノ種別ヲ明瞭ニ記載スベシ

第十四條 前條ノ規定ニ違背シタル者又ハ電氣試驗所ノ試驗ヲ詐稱シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス(1)

第十五條 本令ニ依ル試驗ハ別表ニ定ムルモノニ限り電氣試驗所大阪出張所、同福岡出張所、同福島出張所ニ於テ之ヲ受ケタルコトヲ得(1)(2) 前項ニヨリ試驗ヲ受ケムトスル者ハ試驗依頼ニ關スル書類ヲ當該電氣試驗所出張所ニ提出スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式 (紙質強韌ナル半紙大ノモノ)

電氣用品試驗依頼書

收入印紙

貼附シタル收入印紙ノ額 金何圓何十錢

- 一、試驗品名及其ノ數量
- 二、產地又ハ製造者(住所共)
- 三、型式(又ハ品位)ノ證明番號
- 四、試驗ノ種別(型式、品位、普通、)
按検査等ノ別
- 五、用途

右試驗依頼候也

年 月 日

住所

依頼者名 ㊦

遞信大臣宛

(備考) 型式又ハ品位試驗ノ依頼ヲ爲ス場合ニハ
本書式第三號ノ事項ハ不要トス

第二號書式 (1)

第 號

電氣用品型式(又ハ品位)證明書

住所

試驗依頼者名

- 一、物品名
- 二、說明 別紙ノ通

右大正五年九月遞信省令第五十號電氣用品
試驗規則第四條ニ依リ其ノ型式(又ハ品位)
ヲ證明ス

電氣試驗所長名 ㊦

右電氣試驗所長ノ證明ニ依リ證明番號

第 號ヲ附シ茲ニ本證ヲ交付ス

年 月 日

遞信大臣名 ㊦

第三號書式 (1)

第 號

電氣用品型式(又ハ品位)追加證明書

住所

試驗依頼者名

- 一、物品名
 - 二、原型式(又ハ品位)證明番號
 - 三、說明 別紙ノ通
- 右大正五年九月遞信省令第五十號電氣用品
試驗規則第五條ニ依リ其ノ型式(又ハ品位)
ヲ追加證明ス

電氣試驗所長名 ㊦

右電氣試驗所長ノ證明ニ依リ證明番號
第 號ヲ附シ茲ニ本證ヲ交付ス

年 月 日

遞信大臣 ㊦

第四號書式 (1)(2)

試(又ハ大、福
岡若ハ福島) 第 號

電氣用品合格證明書

住所

試驗依頼者名

- 一、試驗品名及數量
- 二、產地又ハ製造者
- 三、型式(又ハ品位)ノ證明番號
- 四、試驗ノ成績 別紙ノ通

右大正五年九月遞信省令第五十號電氣用品
試驗規則第六條ノ試驗ニ合格シタルコトヲ
證明シ茲ニ本證ヲ交付ス

年 月 日

電氣試驗所 ㊦

第五號ノ一書式 (1)(2)

試(又ハ大、福) 第 號
(岡若ハ福島)

電氣用品試驗成績書

住所

試驗依頼者名

一、試驗品名及數量

二、產地又ハ製造者

三、型式(又ハ品位)證明番號

四、試驗ノ種別(普通、抜檢)
查等ノ別

五、試驗ノ成績 別紙ノ通

右電氣用品試驗規則第六條第二項ニ依リ本
書ヲ交付ス

年 月 日

電氣試驗所印

第五號ノ二書式 (1)(2)

試(又ハ大、福) 第 號
(岡若ハ福島)

電氣用品試驗成績書

住所

試驗依頼者名

一、試驗品名及數量

二、產地又ハ製造者

三、試驗ノ種別(普通、抜檢)
查等ノ別

四、試驗ノ成績 別紙ノ通

右電氣用品試驗規則第七條ニ依リ本書ヲ交
付ス

年 月 日

電氣試驗所印

(備考) (型式又ハ品位、壽命等)試驗ヲ行ハズ

第六號書式 (紙質強靱ナル半紙大ノモノ)

再拔取試驗依頼書

收入 貼附シタル收入印紙ノ額 金何圓何十錢
印紙

一、試驗品名

二、原依頼書提出年月日

右電氣用品試驗規則第八條ニ依リ再拔取試
驗依頼候也

年 月 日

住所

依頼者名 印

遞信大臣宛

第七號書式

複本下付申請書

收入 貼附シタル收入印紙ノ額 金何圓何十錢
印紙

一、原本ノ種類番號及交付年月日

二、物品名

三、複本ノ數

右複本下付相成度申請候也

年 月 日

住所

申請者印 印

遞信大臣宛

乙、複流電鍵		丙、電話用電鍵		丁、轉換器	
(一) 型式試験	(二) 抜検査試験	(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(一) 普通試験	(二) 追加型式試験
普通試験ニ對シテハ 簡易試験ヲ行フモノ ニ在リテハ一箇ニ付	抜取率ハ一ニ同シ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
二五〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
同額	同額	同額	同額	同額	同額
一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト
二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇
變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ

八、鑽孔器		九、鑽孔器用鋼針		十、鑽孔器用風車		十一、鑽孔紙		十二、現字紙		十三、包裝可銻片		十四、抵抗器、抵抗線輪		甲、抵抗器普通	
(一) 型式試験	(二) 壽命試験	普通試験	普通試験	普通試験	普通試験	普通試験	普通試験	普通試験	普通試験	普通試験	普通試験	普通試験	普通試験	普通試験	普通試験
各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ	各部ノ構造ヲ檢シ且 働作試験ヲ行フ
一箇ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付	一組ニ付
八〇〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額
一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト	一ノ手数料ト
二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇	一〇〇〇五箇
變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハシト認ムル場合ニ ハ本手数料ヲ徴セ

甲 磁石式電話機				乙 共電式電話機			
(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(三) 普通試験	(四) 抜検査試験	(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(三) 普通試験	(四) 抜検査試験
各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス
一件ニ付	一件ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額
九〇〇〇	九〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇
一三〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	一三〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇
五箇	五箇	二箇	二箇	五箇	五箇	二箇	二箇
變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ

甲 手動式單式交換機				乙 自動式電話機			
(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(三) 普通試験	(四) 抜検査試験	(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(三) 普通試験	(四) 抜検査試験
各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス	各部ノ構造、働作、導電抵抗、絶縁抵抗、感度、通話等ヲ試験ス
一件ニ付	一件ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額	同額
九〇〇〇	九〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇
一三〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	一三〇〇〇〇	一三〇〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇
五箇	五箇	二箇	二箇	五箇	五箇	二箇	二箇
變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手数料ヲ徴セ

六篇三類 電氣用品試験規則

三十七、「ダイヤル」		三十八、「ランプ」承口		三十九、中繼線輪、電話用裝荷線輪	
(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(一) 型式試験	(二) 追加型式試験
一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇
二箇	二箇	二箇	二箇	二箇	二箇
變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ

六篇三類 電氣用品試験規則

三十一、避雷器彈器		三十二、配線		三十三、電話用裝荷線		甲、中繼線輪		乙、電話用裝荷線	
(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(一) 型式試験	(二) 追加型式試験
一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇
二連	二連	二連	二連	二連	二連	二連	二連	二連	二連
變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ

三六、電話機送話口 自働消毒器	各項試験	三十五、擬似「ケーブ ル」			三十四、「イムパルス レピーター」			三十三、端子 板		
		(一)型式試験	(二)追加型式試験	(三)普通試験	(一)型式試験	(二)追加型式試験	(三)普通試験	(一)型式試験	(二)追加型式試験	(三)普通試験
本器ヲ電話機ニ取付 クタルトキノ電話機 ノ働作ニ及ホス影響 ヲ試験ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、容電 量、通話掛等ヲ試験 ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス	絶縁抵抗、構造、寸 法等ヲ檢ス	絶縁抵抗、構造、寸 法等ヲ檢ス	絶縁抵抗、構造、寸 法等ヲ檢ス	絶縁抵抗、構造、寸 法等ヲ檢ス	絶縁抵抗、構造、寸 法等ヲ檢ス	絶縁抵抗、構造、寸 法等ヲ檢ス	絶縁抵抗、構造、寸 法等ヲ檢ス
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
	二〇〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	四〇〇〇	八〇〇	八〇〇	六〇〇〇	五〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
一五〇〇	二二五〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇
	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス

三十七、「セレクター」	各項試験	三十六、「コンネクター」			三十五、「ライン アイソレータ」			三十四、「ライン、スキ ツチ」		
		(一)型式試験	(二)追加型式試験	(三)普通試験	(一)型式試験	(二)追加型式試験	(三)普通試験	(一)型式試験	(二)追加型式試験	(三)普通試験
構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス	構造、寸法、導體抵 抗、絶縁抵抗、感度 ヲ試験ス
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇
九〇〇〇	三〇〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇	一箇
	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハ本手數料ヲ徴セ ス

六篇三類 電氣用品試験規則

四十二、連 接 機	(三) 普通試験 構造、寸法、導體抵抗、絶縁抵抗、感度等ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	三五〇〇	四五〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加型式試験	一件ニ付	一三五〇	二二五〇	
	(一) 型式試験	一件ニ付	一三〇〇	〇〇〇〇	
四十三、燈 (モノニ限ル)	(三) 普通試験 構造、導體抵抗、絶縁抵抗、感度、働作等ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	七〇〇〇	八〇〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加型式試験	一件ニ付	三〇〇〇	四〇〇〇	
	(一) 型式試験	一件ニ付	六〇〇〇	五〇〇〇	
四十四、誘導線輪 (モノニ限ル)	(三) 普通試験 構造、導體抵抗、絶縁抵抗、感度等ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	一〇〇〇	一二〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加型式試験	一件ニ付	六〇〇〇	二〇〇〇	
	(一) 型式試験	一件ニ付	一八〇〇	〇〇〇〇	
四十五、炭 素 器 用 器 類	(三) 普通試験 構造、導體抵抗、絶縁抵抗、感度等ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	一〇〇〇	一二〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加型式試験	一件ニ付	六〇〇〇	二〇〇〇	
	(一) 型式試験	一件ニ付	一八〇〇	〇〇〇〇	
四十六、磁 石 電 鈴 (モノニ限ル)	(三) 普通試験 構造、導體抵抗、絶縁抵抗、感度等ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	一〇〇〇	一二〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加型式試験	一件ニ付	六〇〇〇	二〇〇〇	
	(一) 型式試験	一件ニ付	一八〇〇	〇〇〇〇	
四十七、電 信 安 話 器	(三) 普通試験 感度等ヲ試験ス	十枚ニ付 十一枚以上ハ十枚以下ヲ増ス	八〇〇	一〇〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加品位試験	一件ニ付	一五〇〇	十枚	
	(一) 型式試験	一件ニ付	四〇〇〇	十枚	
四十八、送 話 器 用 器 類	(三) 普通試験 構造、導體抵抗、絶縁抵抗、感度等ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	一〇〇〇	一二〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加型式試験	一件ニ付	六〇〇〇	二〇〇〇	
	(一) 型式試験	一件ニ付	一八〇〇	〇〇〇〇	

六篇三類 電氣用品試験規則

四十二、連 接 機	(三) 普通試験 構造、寸法、導體抵抗、絶縁抵抗、感度等ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	三五〇〇	四五〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加型式試験	一件ニ付	一三五〇	二二五〇	
	(一) 型式試験	一件ニ付	一三〇〇	〇〇〇〇	
四十三、燈 (モノニ限ル)	(三) 普通試験 構造、導體抵抗、絶縁抵抗、感度、働作等ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	七〇〇〇	八〇〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加型式試験	一件ニ付	三〇〇〇	四〇〇〇	
	(一) 型式試験	一件ニ付	六〇〇〇	五〇〇〇	
四十四、誘導線輪 (モノニ限ル)	(三) 普通試験 構造、導體抵抗、絶縁抵抗、感度等ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	一〇〇〇	一二〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加型式試験	一件ニ付	六〇〇〇	二〇〇〇	
	(一) 型式試験	一件ニ付	一八〇〇	〇〇〇〇	
四十五、炭 素 器 用 器 類	(三) 普通試験 構造、導體抵抗、絶縁抵抗、感度等ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	一〇〇〇	一二〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加型式試験	一件ニ付	六〇〇〇	二〇〇〇	
	(一) 型式試験	一件ニ付	一八〇〇	〇〇〇〇	
四十六、磁 石 電 鈴 (モノニ限ル)	(三) 普通試験 構造、導體抵抗、絶縁抵抗、感度等ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	一〇〇〇	一二〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加型式試験	一件ニ付	六〇〇〇	二〇〇〇	
	(一) 型式試験	一件ニ付	一八〇〇	〇〇〇〇	
四十七、電 信 安 話 器	(三) 普通試験 感度等ヲ試験ス	十枚ニ付 十一枚以上ハ十枚以下ヲ増ス	八〇〇	一〇〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加品位試験	一件ニ付	一五〇〇	十枚	
	(一) 型式試験	一件ニ付	四〇〇〇	十枚	
四十八、送 話 器 用 器 類	(三) 普通試験 構造、導體抵抗、絶縁抵抗、感度等ヲ試験ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	一〇〇〇	一二〇〇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セ
	(二) 追加型式試験	一件ニ付	六〇〇〇	二〇〇〇	
	(一) 型式試験	一件ニ付	一八〇〇	〇〇〇〇	

六篇三類 電氣用品試験規則

鍵盤鑽孔器用 キーボード、ホ キール、ラッ チエツト	普通 試験	各部ノ構造、寸法、 備作等ヲ檢ス	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	三五〇〇 一七五〇
-------------------------------------	-------	---------------------	--------------------------	--------------

第二號表 電氣標準器、光度標準器、電氣測定器及磁氣測定器

- 同一型式及測定範圍ヲ有スル標準器又ハ測定器ヲ多數同時ニ提出シ同一ノ試験ヲ依頼スルトキハ内五箇ニ對スル手数料ハ本表ニ依リ殘部ニ對スル手数料ハ本表ノ金額ノ八割トス
- 同一測定器ノ試験ヲ直流及交流ニテ依頼スル場合又ハ二種ノ電壓若ハ周波數ニテ依頼スル場合ノ手数料ハ本表ノ金額ノ五割増トス
- 同一測定器ノ試験ヲ數種ノ測定範圍ニ就キテ依頼スル場合ニ在リテハ其ノ最大測定範圍ニ對スル手数料ハ本表ニ依リ其ノ他ノ測定範圍ニ對スル手数料ハ本表ノ金額ノ五割トス
- 第二項及第三項ノ規定ハ普通試験ニノミ適用スルモノトス
- 明治四十四年勅令第二百九十六號第三條ニ依リ型式承認ヲ經タル電氣計器ハ本令第四條ニ依ル型式ノ證明ヲ經タルモノト同一ニ取扱フ

試験品ノ種類	試験ノ種別	試験事項	試験量		試験品提出量	備考
			數	手 料		
一、電氣標準器	(一) 型式 試験	室内溫度ニ於テ抵抗ヲ測定シ且其ノ構造ヲ檢ス	一件ニ付	型式若ハ品位證明書ノ有ルモノ	三〇〇〇〇五箇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認ムル場合ニハ本手数料ヲ徵セ
	(二) 追加型式 試験	室内溫度ニ於ケル起電力ヲ測定ス	一件ニ付		一〇〇〇〇二箇	
	(三) 普通 試験	室内溫度ニ於ケル起電力ヲ測定ス	一箇ニ付		二七五〇	
	(四) 溫度係數 試験	室内溫度ニ於ケル溫度係數ヲ測定ス	一箇ニ付		八二五〇	
	(一) 型式 試験	室内溫度ニ於ケル起電力ヲ測定ス	一件ニ付		三〇〇〇〇五箇	
	(二) 追加型式 試験	室内溫度ニ於ケル起電力ヲ測定ス	一件ニ付		一〇〇〇〇二箇	
	(三) 普通 試験	室内溫度ニ於ケル起電力ヲ測定ス	一箇ニ付		二七五〇	
	(四) 溫度係數 試験	室内溫度ニ於ケル溫度係數ヲ測定ス	一箇ニ付		八二五〇	
	(五) 起電力 試験	室内溫度ニ於ケル起電力ヲ測定ス	一箇ニ付		二二〇〇	

甲、標準金屬線抵抗器	乙、標準電池	丙、標準周波數發生裝置 (真空管式等)	丁、光度標準器	標準白熱電球	電氣測定器	試驗量		試驗品提出量	備考
						數	手 料		
(二) 追加型式 試験	(一) 型式 試験	指定點校正試験	一定方向ニ於ケル光度ヲ測定ス	(一) 普通 試験 (二) 電壓電流試験	指定光度ニ對スル電壓及電流ヲ測定ス	一件ニ付	一〇〇〇〇二箇	變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認ムル場合ニハ本手数料ヲ徵セ	
(三) 普通 試験	(二) 追加型式 試験		平均水平光度(廻轉用)ヲ測定ス			一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(三) 普通 試験		一定方向ニ於ケル光度ヲ測定ス			一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(四) 溫度係數 試験		平均水平光度(廻轉用)ヲ測定ス			一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(五) 起電力 試験		指定光度ニ對スル電壓及電流ヲ測定ス			一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(一) 型式 試験		試験點一點ニ付 二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ			一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(二) 追加型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(三) 普通 試験					一箇ニ付	二二〇〇		
(二) 追加型式 試験	(四) 溫度係數 試験					一箇ニ付	一〇〇〇〇二箇		
(三) 普通 試験	(五) 起電力 試験					一箇ニ付	二七五〇		
(四) 溫度係數 試験	(一) 型式 試験					一箇ニ付	八二五〇		
(一) 型式 試験	(二) 追加型式								

(二) 計 低力率用電力	(ハ) 特別精密級	※(ロ) 精密級	※(イ) 普通級	(四) 指定點校正試験 依頼者ノ指定スル點 ノ校正試験ヲ行フ	多相交流用ノモノ平衡負荷ニ於テ試験ス	三千「アムペア」 以下ノモノ	五千「アムペア」 以下ノモノ	三百「ヴォルト」 ヲ超過スルモノ	千「ヴォルト」以下ヲ 増ス毎ニ	單相交流又ハ 直流用ノモノノ 手數料ノ五割増	單相交流又ハ 直流用ノモノノ 手數料ノ五割増	一箇ニ付	一箇ニ付	一六〇〇〇	一七六〇〇	(三)ニ於テ精密級、 普通級ノ區別ヲ爲 ササル電氣計器ニ 對シテハ普通級ノ 手數料ヲ適用ス
					試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	
二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	
試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	
二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	
試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	
二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	
試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	

甲ノ二、檢流計
(電位計、電流計、電圧計、電圧計、電圧計)

(一) 普通試験	(二) 特性試験	(一) 普通試験	☆(イ) 抵抗器	☆(ロ) 分流器	★普通級	百「アムペア」以下ノモノ	三百「アムペア」以下ノモノ	五百「アムペア」以下ノモノ	千「アムペア」以下ノモノ	二千「アムペア」以下ノモノ	三千「アムペア」以下ノモノ	五千「アムペア」以下ノモノ	精密級	(三)★ 指定電流試験	依頼者ノ指定スル電 流ニ於テ抵抗ヲ測定 ス	試驗點一點ニ付 二點以上ハ一點ヲ増 ス毎ニ	(一)ノ手數料ノ 五割	(一)ノ手數料ノ 五割	出張所ハ普通試験 ヲ行フ範圍ニ限ル	
						一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付							一箇ニ付
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付
一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付	一箇ニ付

甲、磁束計指定點校正試驗	★癸、計器用變壓器		四、磁氣測定器
	(一) 普通試驗	(二) 指定點校正試驗	
依頼者ノ指定スル點ノ位相差校正試験ヲ行フ	依頼者ノ指定スル點ノ變壓比較正試験ヲ行フ	依頼者ノ指定スル點ノ位相差校正試験ヲ行フ	依頼者ノ指定スル點ノ位相差校正試験ヲ行フ
試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付	試驗點一點ニ付
二點以上ハ一點ヲ増ス	二點以上ハ一點ヲ増ス	二點以上ハ一點ヲ増ス	二點以上ハ一點ヲ増ス
甲ノ(三)ハ普通ノ同額	甲ノ(三)ハ普通ノ同額	甲ノ(三)ハ普通ノ同額	甲ノ(三)ハ普通ノ同額
通級ノ手數料	通級ノ手數料	通級ノ手數料	通級ノ手數料
甲ノ(一)ハ普通ノ同額	甲ノ(一)ハ普通ノ同額	甲ノ(一)ハ普通ノ同額	甲ノ(一)ハ普通ノ同額
通級ノ手數料	通級ノ手數料	通級ノ手數料	通級ノ手數料
甲ノ(二)ハ普通ノ同額	甲ノ(二)ハ普通ノ同額	甲ノ(二)ハ普通ノ同額	甲ノ(二)ハ普通ノ同額
通級ノ手數料	通級ノ手數料	通級ノ手數料	通級ノ手數料

第三號表 電球及其ノ附屬器具

試驗品ノ種類	試驗ノ種別	試驗事項	試驗量		手數	料	提出品	備考
			數	量				
(一) 品位試驗	(一) 追加品位試驗		一件ニ付	二五〇〇〇	二〇	二十箇		
			五箇以下	二〇〇〇	二			
			六箇以上ハ一箇ヲ増ス	四〇〇	五			
			平均水平光度、電力消費量ヲ測定シ構造ヲ檢ス					
(二) 普通試驗 (風空電球ニ限ル)	(二) 追加品位試驗		一件ニ付	二五〇〇〇	二〇	二十箇		
			五箇以下	二〇〇〇	二			
			六箇以上ハ一箇ヲ増ス	四〇〇	五			
			平均水平光度、電力消費量ヲ測定シ構造ヲ檢ス					
(三) 各項試驗	(三) 各項試驗		一件ニ付	二五〇〇〇	二〇	二十箇		
			五箇以下	二〇〇〇	二			
			六箇以上ハ一箇ヲ増ス	四〇〇	五			
			平均水平光度、電力消費量ヲ測定シ構造ヲ檢ス					
(四) 平均球面光度又ハ全光束	(四) 平均球面光度又ハ全光束		一件ニ付	二五〇〇〇	二〇	二十箇		
			五箇以下	二〇〇〇	二			
			六箇以上ハ一箇ヲ増ス	四〇〇	五			
			平均球面光度測定スルモノ					

一、白熱電球		(ハ) 定格電壓壽命 (百ワット以下ノモ ノニ限ル)		(ニ) 過電壓壽命 (百ワット以下ノモ ノニ限ル)	
平均垂直配光ヲ求 メ計算ニ依ルモノ (百ワット以下ノ モノニ限ル)	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	五箇以下	五箇以下	五箇以下	五箇以下
五百時間ノ試験ヲ爲 ス場合	九〇〇〇	五箇以下	五箇以下	五箇以下	五箇以下
普通試験ヲ行フ	二〇〇〇	五箇以下	五箇以下	五箇以下	五箇以下
千時間ノ試験ヲ爲ス 場合	一〇〇〇〇	五箇以下	五箇以下	五箇以下	五箇以下
普通試験ヲ行フ	二二〇〇	五箇以下	五箇以下	五箇以下	五箇以下
十%ノ過電壓ヲ加ヘ 織線斷線スル迄五十 時間毎ニ普通試験ヲ 行フ場合	三〇〇〇	五箇以下	五箇以下	五箇以下	五箇以下
二十%ノ過電壓ヲ加 ヘ織線斷線スル迄二 十五時間毎ニ普通試 験ヲ行フ場合	四〇〇〇	五箇以下	五箇以下	五箇以下	五箇以下
三十%ノ過電壓ヲ加 ヘ織線斷線スル迄十 二時間毎ニ普通試験 ヲ行フ場合	五〇〇〇	五箇以下	五箇以下	五箇以下	五箇以下
四十%ノ過電壓ヲ加 ヘ織線斷線スル迄六 時間毎ニ普通試験ヲ 行フ場合	二五〇〇	五箇以下	五箇以下	五箇以下	五箇以下
五十%ノ過電壓ヲ加 ヘ織線斷線スル迄三 時間毎ニ普通試験ヲ 行フ場合	二〇〇〇	五箇以下	五箇以下	五箇以下	五箇以下

二、前照燈照度測定		(ホ) 特性	
添付電球ヲ定格電壓 電流ニテ點燈セル場 合軸ト垂直ナル平面 上ノ照度ヲ測定ス	一 試験電壓ニ付	電壓、電力消費量及 平均水平又ハ平均球 面光度相互ノ關係ヲ 試験ス (百ワット以下ノ モノニ限ル)	一 試験電壓ニ付
添付電球千「ワット」 以下ノ場合	一 一五〇〇	添付電球百「ワット」 以下ノ場合	一 一〇〇〇
添付電球千「ワット」 ヲ超過ノ場合	二 二五〇〇	添付電球五百「ワッ ト」以下ノ場合	一 一〇〇〇
一箇ニ付	一 一〇〇〇	添付電球百「ワット」 以下ノ場合	一 一〇〇〇
二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	五割 前記手數料ノ	添付電球百「ワット」 以下ノ場合	一 一〇〇〇
一箇ニ付	一 一〇〇〇	添付電球五百「ワッ ト」以下ノ場合	一 一〇〇〇
二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	二 二五〇〇	添付電球千「ワット」 以下ノ場合	二 二〇〇〇
一箇ニ付	一 一〇〇〇	添付電球千「ワット」 ヲ超過ノ場合	二 二五〇〇
二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	三 三〇〇〇	一箇ニ付	一 一〇〇〇
一箇ニ付	二 二五〇〇	二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	三 三〇〇〇
二箇以上ハ一箇ヲ増 ス毎ニ	六 六〇〇〇	一箇ニ付	一 一〇〇〇

第四號表 電線、絶緣材料及其ノ他電氣諸材料

試驗品ノ種類	試驗ノ種別	試驗事項	數量	試驗手數	材料	提出品	備考
四、笠及外球配光試驗 (普通三十ワット以下ノモノニ限ル)	配光試驗	水平又ハ垂直面ニ於 ケル配光曲線ヲ測定ス	一 配光曲線ニ付				
二、弧光燈	(一) 普通試驗 (二) 電極消耗度試驗	動作、平均半球面光 度及電力消費量ヲ試 驗ス	一 箇ニ付 二 箇以上ハ一 箇ヲ増 ス毎ニ				
二、前照燈照度測定		添付電球ヲ定格電壓 電流ニテ點燈セル場 合軸ト垂直ナル平面 上ノ照度ヲ測定ス	一 箇ニ付 二 箇以上ハ一 箇ヲ増 ス毎ニ				
(ホ) 特性		電壓、電力消費量及 平均水平又ハ平均球 面光度相互ノ關係ヲ 試験ス (百ワット以下ノ モノニ限ル)	一 試験電壓ニ付 二 試験電壓以上ハ一 試験電壓ヲ増ス毎ニ				

一、電線		二、品位試驗		三、追加品位試驗		四、普通試驗		五、各項試驗		六、導電率		七、接續抵抗		八、接續抵抗		
甲、裸線	(一) 品位試驗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(二) 追加品位試驗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(三) 普通試驗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(四) 各項試驗	(五) 導電率 (限電線用ノモノニ 限ル)	(六) 接續抵抗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(七) 接續抵抗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(八) 接續抵抗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(九) 接續抵抗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(十) 接續抵抗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(十一) 接續抵抗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(十二) 接續抵抗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(十三) 接續抵抗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(十四) 接續抵抗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(十五) 接續抵抗 (限電線用ノモノニ 限ル)	
	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付	一件ニ付
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	五〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
	五把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)	二把 (二百米以上)
	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル

撻線ニ對シテハ抗
張力及鍍金ノミヲ

變更極メテ輕微ニ
シテ試驗ノ必要ナ
ハ本手數料ヲ徵セズ

一、品位試驗		二、強弱		三、構造		四、硬度		五、腐蝕		六、拔検査試驗		七、單線及二ヶ線		八、電話線		九、共電式電話線		十、繫線及加入者		
(一) 品位試驗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(二) 強弱 抗張力、伸、捻回数、 鍍金等ヲ試驗ス	(三) 構造 (限電線用ノモノニ 限ル)	(四) 硬度 ブリッネル「硬度計 ニテ試驗ス	(五) 腐蝕 食鹽噴霧中ニ百時間 放置後ノ減量ヲ測定ス	(六) 拔検査試驗 (限電線用ノモノニ 限ル)	(七) 單線及二ヶ線 電話線ノ架設及 室内「ゴム」線	(八) 電話線 電話線ノ架設及 加入者引込線及	(九) 共電式電話線 共電式電話線ノ架設及 加入者引込線	(十) 繫線及加入者 繫線及加入者ノ引込線	直径五・二耗ヨリ十 一・七耗迄ハ一試驗 ニ付	一試驗ニ付	一試驗ニ付	一試驗ニ付	一試驗ニ付	一試驗ニ付	一試驗ニ付	一試驗ニ付	一試驗ニ付	一試驗ニ付	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五〇〇〇〇	一五〇〇〇	七五〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
五把 (二百米以上)	十米以上	十米以上	十米以上	十米以上	十米以上	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)	五把 (二百米以上)
試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル	試驗ノ 種類 ニ 依 ル

試驗ノ
種類
ニ
依
ル

(チ) 容量ノ偏差	(リ) 減幅定数	(ヌ) 容量不平衡
電機ノ全線ニ付相 互容量ヲ測定シ其ノ 最大ノ最小ノ平均 容量ノ偏差ヲ求めム	可聴周波數ノ交流ニ テ容量ヲ測定シ減幅 定數ヲ求めム	電機ノ全線ニ付調 平衡ヲ測定ス
二百八心以下ノモノ 一試験ニ付 四百十六心以下ノモノ 一試験ニ付 八百三十二心以下ノモノ 一試験ニ付 モノ一試験ニ付	一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 ヲ増ス毎ニ 七試験以上ハ一試験 ヲ増ス毎ニ 二百八心以下ノモノ 一試験ニ付 四百十六心以下ノモノ 一試験ニ付 八百三十二心以下ノモノ 一試験ニ付 モノ一試験ニ付	二百八心以下ノモノ 一試験ニ付 四百十六心以下ノモノ 一試験ニ付 八百三十二心以下ノモノ 一試験ニ付 モノ一試験ニ付
四〇〇〇	一〇〇〇	二四〇〇
八〇〇〇	六〇〇	五〇〇〇
一五〇〇〇	七五〇	九〇〇〇
百米以上	百米以上	百米以上

(ル) 漏話	(ヲ) 耐濕	(ワ) 鉛管氣壓	(カ) 構造	(ヨ) 鉛被及絶縁紙	(タ) 加熱	(五) 抜検査試験
電機ノ全線ニ付重 漏話ヲ試験ス	電機ノ全線ニ付重 耐濕ヲ試験ス	電機ノ全線ニ付重 耐壓及通風ヲ試験ス	電機ノ全線ニ付重 構造ヲ試験ス	電機ノ全線ニ付重 鉛被及絶縁紙ヲ試験ス	電機ノ全線ニ付重 加熱ヲ試験ス	電機ノ全線ニ付重 抜検査試験ヲ試験ス
二百八心以下ノモノ 一試験ニ付 六百二十四心以下ノモノ 一試験ニ付 六百二十五心以上ノモノ 一試験ニ付	一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 ヲ増ス毎ニ	一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 ヲ増ス毎ニ	一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 ヲ増ス毎ニ	一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 ヲ増ス毎ニ	一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 ヲ増ス毎ニ	一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 ヲ増ス毎ニ
三割 前記手数料ノ 三割	三割 前記手数料ノ 三割	三割 前記手数料ノ 三割	三割 前記手数料ノ 三割	三割 前記手数料ノ 三割	三割 前記手数料ノ 三割	三割 前記手数料ノ 三割
一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
百米以上	百米以上	十米以上	十米以上	十米以上	十米以上	十米以上

(一) 普通試験	(イ) 電信用海底線	(ロ) 電話用海底線	(二) 各項試験	(イ) 絶縁耐力	(ロ) 絶縁抵抗
各海底線ニ對シ(二)ノ内(ロ、ハ、ニ)ノ(ワ)及(カ)又ハ(ヨ)ノ試験ヲ行フ	各海底線ニ對シ(二)ノ内(イ、ロ、ハ、ニ)ノ(ワ)及(カ)又ハ(ヨ)ノ試験ヲ行フ	各海底線ニ對シ(二)ノ内(イ、ロ、ハ、ニ)ノ(ワ)及(カ)又ハ(ヨ)ノ試験ヲ行フ		心線ト鉛被及他ノ全線間ニ直流電壓ヲ加ヘテ試験ス	心線ト被及他ノ全線間ニ直流電壓ヲ加ヘテ試験ス
四心以下ノモノ一捲ニ付	四心以下ノモノ一捲ニ付	四心以下ノモノ一捲ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付
二五〇〇〇	二五〇〇〇	二五〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇	五〇〇
百米以上	百米以上	百米以上	百米以上	百米以上	百米以上

戊、海底線
(電信用ノモノニ限ル)

(ハ) 導體抵抗	(ニ) 靜電容器	(ホ) インダクタ	(ヘ) コンダクタ	(ト) 二次常數	(チ) 「イムピーダンス」ノ不整	(リ) 漏話
直流ニテ測定ス	可聴周波數ノ交流ニテ測定ス	可聴周波數ノ交流ニテ測定ス	可聴周波數ノ交流ニテ測定ス	可聴周波數ノ交流ニテ測定ス	測定電流ノ周波數ヲ三百「サイクル」乃至三千「サイクル」迄變化する「回線」ノ「イムピーダンス」ヲ測定ス	重信回線ト側回線トノ間ノ容量不平衡ヲ測定ス
一試験ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付	一試験ニ付
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
百米以上	百米以上	百米以上	百米以上	百米以上	百米以上	百米以上

六篇三類 電氣用品試驗規則

(二) 追加品位試驗	(一) 品位試驗	(タ) 絶縁紙ノ強弱	(ヨ) 鉛被ノ成分	(カ) 「ゴム」又ハ「ガツ」成分	(ワ) 鐵線ノ強弱	(ラ) 構造	(ル) 抵抗及「イン」不平衡	(ヌ) 容量不平衡	
								測定ス	測回線相互間ノ容量不平衡ヲ測定ス
八耗以下ノモノ一件ニ付	リンクノ直徑十九以下ノモノ一件ニ付	一條ニ付	一條ニ付	一條ニ付	一條ニ付	一條ニ付	一條ニ付	二試料以上ハ一試料ヲ増ス毎ニ	二試料以上ハ一試料ヲ増ス毎ニ
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五連	五連	十連	十連	十連	十連	十連	十連	百米以上	百米以上
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス

變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナハ本手數料ヲ徴セ

巳、海底線用連

(一) 絶縁抵抗	(ロ) 試驗荷重	(イ) 破斷力	(四) 各項試驗	(三) 普通試驗	(二) 追加品位試驗		(一) 品位試驗		
					測定ス	測回線相互間ノ容量不平衡ヲ測定ス			
長サ一米ニ付水中ニテ直流電壓ヲ加ヘテ試験ス	連鎖一連ノ全長ニ涉リ試驗荷重ヲ試験ス	連鎖ノ適當ノ箇所ヨリ三リンクヲ選ビテ破斷力ヲ試験ス	リンクノ直徑十九以下ノモノ一連ニ付	リンクノ直徑十九以下ノモノ一連ニ付	一條ニ付	一條ニ付	一條ニ付	二試料以上ハ一試料ヲ増ス毎ニ	二試料以上ハ一試料ヲ増ス毎ニ
一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
五連	五連	五連	五連	五連	五連	五連	五連	百米以上	百米以上
ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス

六篇三類 電氣用品試驗規則

六篇三類 電氣用品試験規則

(イ) 絶縁耐力		(ロ) 絶縁破壊		(ハ) 電圧分布		(ニ) 絶縁抵抗		(ホ) 強弱		(ヘ) 構造		(ニ) 抜検査試験	
試験電圧十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧十五萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧二十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧二十五萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧三十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧四十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧五十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧六十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧七十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧八十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧九十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧百萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧百二十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧百五十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付
六〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分

甲、碍子

(イ) 絶縁耐力		(ロ) 絶縁破壊		(ハ) 電圧分布		(ニ) 絶縁抵抗		(ホ) 強弱		(ヘ) 構造		(ニ) 抜検査試験	
試験電圧十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧十五萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧二十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧二十五萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧三十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧四十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧五十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧六十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧七十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧八十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧九十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧百萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧百二十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付	試験電圧百五十萬「ヴオルト」以下ノ場合ニ付
六〇〇〇	八〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分	前記手数料ノ五分

六篇三類 電氣用品試験規則

六篇三類 電氣用品試驗規則

各項試驗	丙、電氣用紙									
	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ト)	(チ)	(リ)	(一)
	水浸液反應性	澱粉及膠質	木纖維素反應	灰化定量	吸濕量	機械的	濾過	「パラフィン」熱	特殊	普通試驗
各項試驗	酸、「アルカリ」ヲ定性ス	澱粉及膠質ノ有無ヲ檢ス	硫酸「アニリン」及「フロログルシン」ニ依ル著色ヲ檢ス	灰化定量ス	濕室中ニ四十八時間放置セルトキノ吸濕量ヲ定量ス	耐壓、耐揉、耐伸、耐斷、捻伸等ノ各試験ヲ行フ	一定量ヲ濾過スルニ要スル時間ヲ測定ス	溶融「パラフィン」中ニ一定時間浸漬後機械的試験ヲ行フ	供試品ヲ用ヒ供試絶緣油ヲ油濾過機ニテ三回以內濾過シ其ノ濾過前後ノ油ノ絶緣破壊電壓ヲ測定ス	形状、寸法、重量等ヲ檢シ亞鉛極ニ在リテハ純度又炭素極ニ在リテハ灰分ヲ試驗ス
一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付
	一〇〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	三〇〇	二〇〇	一五〇〇	二〇〇
										化學試驗ハ一箇ニ就テノミ行フ

六篇三類 電氣用品試驗規則

各項試驗	己、電氣用材料及電氣化學製品			戊、電池用瓶	
	(イ)	(ロ)	(一)	(一)	(二)
	定性分析	定量分析	定性分析	普通試驗	拔檢査試驗
各項試驗	指定成分ノ定性分析ヲ行フ	指定成分ノ定量分析ヲ行フ	全成分又ハ主要成分ノ定性分析ヲ行フ	形状、寸法、漏水率、渤藥等ヲ檢ス	拔取箇數ニ對シテハ普通試驗ヲ、殘餘ノ箇數ニ對シテハ簡易試験ヲ行フ
一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一試料ニ付	一箇ニ付	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
	二〇〇〇	三〇〇〇	五〇〇〇	〇五〇	〇五〇
					化學試驗ヲ行ハス

六篇三類 電氣用品試驗規則

一、電力用可鎔線 包裝可鎔片		二、拔檢查試驗 (包裝可鎔片ヲ除ク)		(一) 品位試驗	(二) 追加品位試驗	(三) 普通試驗	(四) 拔檢查試驗
「アマベア」以下ノモ ノハ一分六十分アマ ベア」以下ノモノハ 二分、百「アマベア」 以下ノモノハ四分	使用電流百「アマベア」 以下ノ場合ニ在リテハ 五回試驗ニ付 五回超過ハ五回以下 ヲ増ス毎ニ	「アマベア」以下ノモノハ 一分六十分アマベア」 以下ノモノハ二分、百「アマベア」 以下ノモノハ四分	「アマベア」以下ノモノハ 一分六十分アマベア」 以下ノモノハ二分、百「アマベア」 以下ノモノハ四分	一件ニ付	一件ニ付	五回試驗ニ付 五回超過ハ五回以下 ヲ増ス毎ニ	五回試驗ニ付 五回超過ハ五回以下 ヲ増ス毎ニ
可鎔線 試驗品總捲 數ノ四分ト ス但シ一捲 以上	簡易試驗ヲ行フモノ ニ在リテハ可鎔線一 捲ニ付	可鎔片 試驗品總筒 數ノ一割ト ス但シ二十 筒以上	可鎔片百筒ニ付	〇二〇	〇五〇	一五〇〇 五〇〇 八筒	一五〇〇 五〇〇 八筒
拔取率 對シテハ簡易試驗ヲ行フ 對シテハ普通試驗ヲ行フ	(一)ノ手数料ト 同額	拔取率 對シテハ簡易試驗ヲ行フ 對シテハ普通試驗ヲ行フ	〇五〇	〇二〇	一五〇〇 五〇〇 八筒	一五〇〇 五〇〇 八筒	一五〇〇 五〇〇 八筒
作用試驗ヲ行ヒ且其 ノ構造ヲ檢ス	〇〇四	作用試驗ヲ行ヒ且其 ノ構造ヲ檢ス	〇〇四	〇〇四	〇〇四	〇〇四	〇〇四
普通試驗ニ對シテハ 筒數ニ對シテハ 筒數ニ對シテハ 筒數ニ對シテハ	(三)ノ手数料ト 同額	普通試驗ニ對シテハ 筒數ニ對シテハ 筒數ニ對シテハ	(三)ノ手数料ト 同額	(三)ノ手数料ト 同額	(三)ノ手数料ト 同額	(三)ノ手数料ト 同額	(三)ノ手数料ト 同額
品位證明未済ノモノ ハ試驗品總筒數ノ一 割トス但シ十筒以上 トス但シ五筒以上	〇〇五	品位證明未済ノモノ ハ試驗品總筒數ノ一 割トス但シ十筒以上 トス但シ五筒以上	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五

六篇三類 電氣用品試驗規則

一、電力用可鎔安 全器		二、追加品位試驗		(一) 品位試驗	(二) 普通試驗	(三) 普通試驗	(四) 拔檢查試驗
試驗電壓三千五百 「ヴォルト」以下ノ場 合ニ在リテハ一筒ニ 付	試驗電壓三千五百 「ヴォルト」以下ノ場 合ニ在リテハ一筒ニ 付	一件ニ付	一件ニ付	五回試驗ニ付 五回超過ハ五回以下 ヲ増ス毎ニ	五回試驗ニ付 五回超過ハ五回以下 ヲ増ス毎ニ	五回試驗ニ付 五回超過ハ五回以下 ヲ増ス毎ニ	五回試驗ニ付 五回超過ハ五回以下 ヲ増ス毎ニ
可鎔物普通試驗ニ對 シテハ	可鎔物普通試驗ニ對 シテハ	〇〇四	〇〇四	〇〇四	〇〇四	〇〇四	〇〇四
第四號表二甲 (一)及(二)ノ 類ノ手数料ト同	第四號表二甲 (一)及(二)ノ 類ノ手数料ト同	一五〇〇 五〇〇 四筒	一五〇〇 五〇〇 四筒	一五〇〇 五〇〇 四筒	一五〇〇 五〇〇 四筒	一五〇〇 五〇〇 四筒	一五〇〇 五〇〇 四筒
變更極メテ輕微ニ シテ試驗ノ必要ナ シト認ムル場合ニハ 本手数料ヲ徵セス	變更極メテ輕微ニ シテ試驗ノ必要ナ シト認ムル場合ニハ 本手数料ヲ徵セス	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五
規定試驗回數品位 證明未済ノモノハ 十回、品位證明済 ノモノハ五回トス	規定試驗回數品位 證明未済ノモノハ 十回、品位證明済 ノモノハ五回トス	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五	〇〇五

六篇三類 電氣用品試驗規則

一、受信機 (真空管檢波器付ノモノ)		二、追加型式試驗		三、普通試驗		四、各項試驗	
(イ) 構造試驗	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(一) 型式試驗	増幅一段ヲ増ス毎ニ 一件ニ付	(二) 追加型式試驗	一件ニ付	(三) 普通試驗	二箇以上ハ一箇ヲ増ス毎ニ
(ロ) 檢波感度	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ハ) 波長帶	増幅一段ヲ増ス毎ニ 一件ニ付	(ニ) 選率	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(ハ) 増幅	一段ニ付 二箇以上ハ一段ヲ増ス	(ニ) 構造、感度、選擇性	増幅一段ヲ増ス毎ニ 一件ニ付	(イ) 同調裝置ニ於ケル對テ衰減率並ニ同調曲線ヲ測定ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(ニ) 選率	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 電氣的働作ヲ試験ス	増幅一段ヲ増ス毎ニ 一件ニ付	(ハ) 同調裝置ニ於ケル波長範圍ヲ測定ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ハ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(イ) 構造	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ハ) 電氣的働作ヲ試験ス	増幅一段ヲ増ス毎ニ 一件ニ付	(イ) 電氣的働作ヲ試験ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(ロ) 檢波感度	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ニ) 構造、感度、選擇性	増幅一段ヲ増ス毎ニ 一件ニ付	(ハ) 同調裝置ニ於ケル波長範圍ヲ測定ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(ハ) 増幅	一段ニ付 二箇以上ハ一段ヲ増ス	(イ) 電氣的働作ヲ試験ス	増幅一段ヲ増ス毎ニ 一件ニ付	(イ) 電氣的働作ヲ試験ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(ニ) 選率	一箇ニ付 二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ハ) 電氣的働作ヲ試験ス	増幅一段ヲ増ス毎ニ 一件ニ付	(ハ) 同調裝置ニ於ケル波長範圍ヲ測定ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(イ) 構造	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ニ) 構造、感度、選擇性	増幅一段ヲ増ス毎ニ 一件ニ付	(イ) 電氣的働作ヲ試験ス	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス

真空管檢波器付
結晶檢波器付
附屬品ヲ含マス
變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セス
同調裝置及結晶檢波器ヨリ成ル簡單ナルモノ

三、受信機
(「エリミネーター」付ノモノ)

一、型式試驗		二、追加型式試驗		三、普通試驗		四、各項試驗	
(一) 型式試驗	一件ニ付	(一) 型式試驗	一件ニ付	(二) 追加型式試驗	一件ニ付	(三) 普通試驗	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(二) 追加型式試驗	増幅一段ヲ増ス毎ニ 一件ニ付	(二) 追加型式試驗	一件ニ付	(三) 普通試驗	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(四) 各項試驗	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(三) 普通試驗	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(三) 普通試驗	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(四) 各項試驗	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(四) 各項試驗	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(四) 各項試驗	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス
(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(イ) 感度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス	(ロ) 增幅度	二箇以上ハ一箇ヲ増ス

真空管檢波器付
結晶檢波器付
附屬品ヲ含マス
變更極メテ輕微ニシテ試験ノ必要ナシト認ムル場合ニハ本手數料ヲ徴セス
「プレート」電壓二百「ヴォルト」以下

六篇三類 電氣用品試驗規則

十五、B「エリミ
ネーター」

(ハ) 較正	普通級	精密級	(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(三) 普通試験	(四) 各項試験	(イ) 特性	(ロ) 平滑作用	(ハ) 絶縁抵抗
室内温度ニ於ケル固 有振動數ヲ測定ス	一試験點ニ付 二試験點以上ハ一試 驗點ヲ増ス每ニ	一試験點ニ付 二試験點以上ハ一試 驗點ヲ増ス每ニ	一件ニ付	一件ニ付	(四)ノ各項ヲ適宜省略 試験ス	負荷電流ニヨル電壓 變動並能率等ヲ試験 ス	負荷電流ヲ變化セシ メ平滑状態ヲ變化セシ ム	捲線ト鐵心外面等ト ノ間ノ絶縁抵抗ヲ試 驗ス	
二筒以上ハ一筒ヲ増 ス每ニ	二筒以上ハ一筒ヲ増 ス每ニ	二筒以上ハ一筒ヲ増 ス每ニ	一筒ニ付	一筒ニ付	一筒ニ付	一筒ニ付	一筒ニ付	一筒ニ付	
二五〇	一五〇〇	一〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	六〇〇〇	一五〇〇	一五〇〇	二五〇〇	
	較正精度〇・一%	較正精度〇・〇一%	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハト認ムル場合ニ ハ本手數料ヲ徴セ ス						

十六、變
「エリミ」
器

(ハ) 較正	普通級	精密級	(一) 型式試験	(二) 追加型式試験	(三) 普通試験	(四) 各項試験	(イ) 特性	(ロ) 平滑作用	(ハ) 絶縁抵抗
室内温度ニ於ケル固 有振動數ヲ測定ス	一試験點ニ付 二試験點以上ハ一試 驗點ヲ増ス每ニ	一試験點ニ付 二試験點以上ハ一試 驗點ヲ増ス每ニ	一件ニ付	一件ニ付	(四)ノ各項ヲ適宜省略 試験ス	負荷電流ニ於ケル無負 荷電流ノ變動及能率 等ヲ試験ス	目的ニ應ズル定負荷 ニ於ケル各部ノ温度 上昇ヲ試験ス	捲線ト鐵心外面等ト ノ間ノ絶縁抵抗ヲ試 驗ス	
二筒以上ハ一筒ヲ増 ス每ニ	二筒以上ハ一筒ヲ増 ス每ニ	二筒以上ハ一筒ヲ増 ス每ニ	一筒ニ付	一筒ニ付	一筒ニ付	一筒ニ付	一筒ニ付	一筒ニ付	
二五〇	一五〇〇	一〇〇〇	三〇〇〇〇	一〇〇〇〇	六〇〇〇	一五〇〇	一五〇〇	二五〇〇	
	較正精度〇・一%	較正精度〇・〇一%	變更極メテ輕微ニ シテ試験ノ必要ナ ハト認ムル場合ニ ハ本手數料ヲ徴セ ス						

試驗品ノ種類		試驗ノ種別		試驗事項		試驗量		手數		材料		提出品		備考	
十七、塞流線輪 「エリミネーター」及 增幅器用	各項試驗	(イ) 誘導係數	一定周波數ニ於テ重 疊セラレタル直流値 ヲ變化シ自己誘導係 數ヲ試驗ス	一試驗點ニ付 二試驗點以上ハ一試 驗點ヲ増ス毎ニ	一 〇〇〇	二 〇〇	一 〇〇〇	二 〇〇	五 〇〇	二 〇〇	五 〇〇	二 〇〇	五 〇〇	二 〇〇	五 〇〇
十八、無線電信送	普通試驗	(ハ) 絶縁抵抗	鐵心及捲線外函等ト ノ間ノ絶縁抵抗ヲ試 驗ス	一箇ニ付	二 〇〇	五 〇〇	二 〇〇	五 〇〇	二 〇〇	五 〇〇	二 〇〇	五 〇〇	二 〇〇	五 〇〇	二 〇〇
十九、無線電信送	普通試驗	(イ) 負荷特性	全負荷ニ於ケル電流 變動率、能率、力率、 諸損失、滑リ等ヲ實 測ニ依リ求ム	一基ニ付	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇

第八號表 電力用機械器具

試驗品ノ種類		試驗ノ種別		試驗事項		試驗量		手數		材料		提出品		備考	
發電機及電動機	各項試驗	(ロ) 圓圖法ニ依ル特性	誘導電動機ノ全負荷 ニ於ケル電流、力率 等ノ特性ヲ圓圖法ニ 依リ求ム	一基ニ付	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇
發電機及電動機	各項試驗	(ニ) 温度	各要部ノ温度上昇ヲ 試驗ス	一基ニ付	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇
發電機及電動機	各項試驗	(イ) 負荷特性	全負荷ニ於ケル能率 變動率、諸損失等ノ 特性ヲ試驗ス	一基ニ付	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇

試驗品ノ種類		試驗ノ種別		試驗事項		試驗量		手數		材料		提出品		備考	
發電機及電動機	各項試驗	(イ) 負荷特性	全負荷ニ於ケル能率 變動率、諸損失等ノ 特性ヲ試驗ス	一基ニ付	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇
發電機及電動機	各項試驗	(ニ) 温度	各要部ノ温度上昇ヲ 試驗ス	一基ニ付	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇
發電機及電動機	各項試驗	(ホ) 波	「オツシログラフ」ヲ 用ヒテ電壓及電流ノ 波形ヲ撮影ス	一基ニ付	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇	一 〇〇	五 〇〇	七 〇〇

一、五「キロワット」以上十「キロワット」未満
二、十「キロワット」以上二十「キロワット」未満
三、二十「キロワット」以上五十「キロワット」未満
四、五十「キロワット」以上
五、本表ノ材料ハ、
ハテハ二波形成以上
ハテハ一波形ヲ増ス
毎ニ本表ノ材料ハ
五、本表ノ材料ハ
低圧用ノ材料ハ
分増トス

六、電熱器		七、接續器	
(一) 普通試験	(二) 各項試験	(一) 普通試験	(二) 各項試験
<p>スル連續回數閉閉操連續十回超過ノ場合 作ヲ行ヒタル後其ノニ在リテハ十回數以 抗法ニテ測定ス 抵抗ノ測定ス 式ノモノニ限ル</p> <p>一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 増ス毎ニ</p> <p>一〇〇〇 三〇〇〇 一五〇〇</p> <p>前記手數料ノ 五割</p>	<p>スル連續回數閉閉操連續十回超過ノ場合 作ヲ行ヒタル後其ノニ在リテハ十回數以 抗法ニテ測定ス 抵抗ノ測定ス 式ノモノニ限ル</p> <p>一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 増ス毎ニ</p> <p>一〇〇〇 三〇〇〇 一五〇〇</p> <p>前記手數料ノ 五割</p>	<p>スル連續回數閉閉操連續十回超過ノ場合 作ヲ行ヒタル後其ノニ在リテハ十回數以 抗法ニテ測定ス 抵抗ノ測定ス 式ノモノニ限ル</p> <p>一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 増ス毎ニ</p> <p>一〇〇〇 三〇〇〇 一五〇〇</p> <p>前記手數料ノ 五割</p>	<p>スル連續回數閉閉操連續十回超過ノ場合 作ヲ行ヒタル後其ノニ在リテハ十回數以 抗法ニテ測定ス 抵抗ノ測定ス 式ノモノニ限ル</p> <p>一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 増ス毎ニ</p> <p>一〇〇〇 三〇〇〇 一五〇〇</p> <p>前記手數料ノ 五割</p>

六、電熱器		七、接續器	
(一) 普通試験	(二) 各項試験	(一) 普通試験	(二) 各項試験
<p>スル連續回數閉閉操連續十回超過ノ場合 作ヲ行ヒタル後其ノニ在リテハ十回數以 抗法ニテ測定ス 抵抗ノ測定ス 式ノモノニ限ル</p> <p>一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 増ス毎ニ</p> <p>一〇〇〇 三〇〇〇 一五〇〇</p> <p>前記手數料ノ 五割</p>	<p>スル連續回數閉閉操連續十回超過ノ場合 作ヲ行ヒタル後其ノニ在リテハ十回數以 抗法ニテ測定ス 抵抗ノ測定ス 式ノモノニ限ル</p> <p>一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 増ス毎ニ</p> <p>一〇〇〇 三〇〇〇 一五〇〇</p> <p>前記手數料ノ 五割</p>	<p>スル連續回數閉閉操連續十回超過ノ場合 作ヲ行ヒタル後其ノニ在リテハ十回數以 抗法ニテ測定ス 抵抗ノ測定ス 式ノモノニ限ル</p> <p>一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 増ス毎ニ</p> <p>一〇〇〇 三〇〇〇 一五〇〇</p> <p>前記手數料ノ 五割</p>	<p>スル連續回數閉閉操連續十回超過ノ場合 作ヲ行ヒタル後其ノニ在リテハ十回數以 抗法ニテ測定ス 抵抗ノ測定ス 式ノモノニ限ル</p> <p>一試験ニ付 二試験以上ハ一試験 増ス毎ニ</p> <p>一〇〇〇 三〇〇〇 一五〇〇</p> <p>前記手數料ノ 五割</p>

第六篇 電氣測定及試験關係

第四類 「エツクス」線量計檢定

「エツクス」線量計檢定規則 (昭和十二年八月遞信省令第五十二號)

「エツクス」線量計檢定規則第四條第一項第二號ノ試験ニ關スル件

(昭和十二年十二月遞信省告示第四千百六十八號)